



第3章 計画の推進

1 計画の基本方針

(1) 基本理念及びみどりの将来像

ア 基本理念

本市は、四季折々に豊かな表情を持つ丹沢山地や渋沢丘陵に囲まれて、そこに源を発する諸河川、そして、多くの先人によって築かれた伝統と文化を有する自然の豊かなみどりの中に都市（まち）があるという理念のもと、この豊かで美しい自然を背景に、水やみどりとのふれあいを大切にしながら、自然と調和した快適で生活しやすい都市の創造を図ります。

イ みどりの将来像

「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」

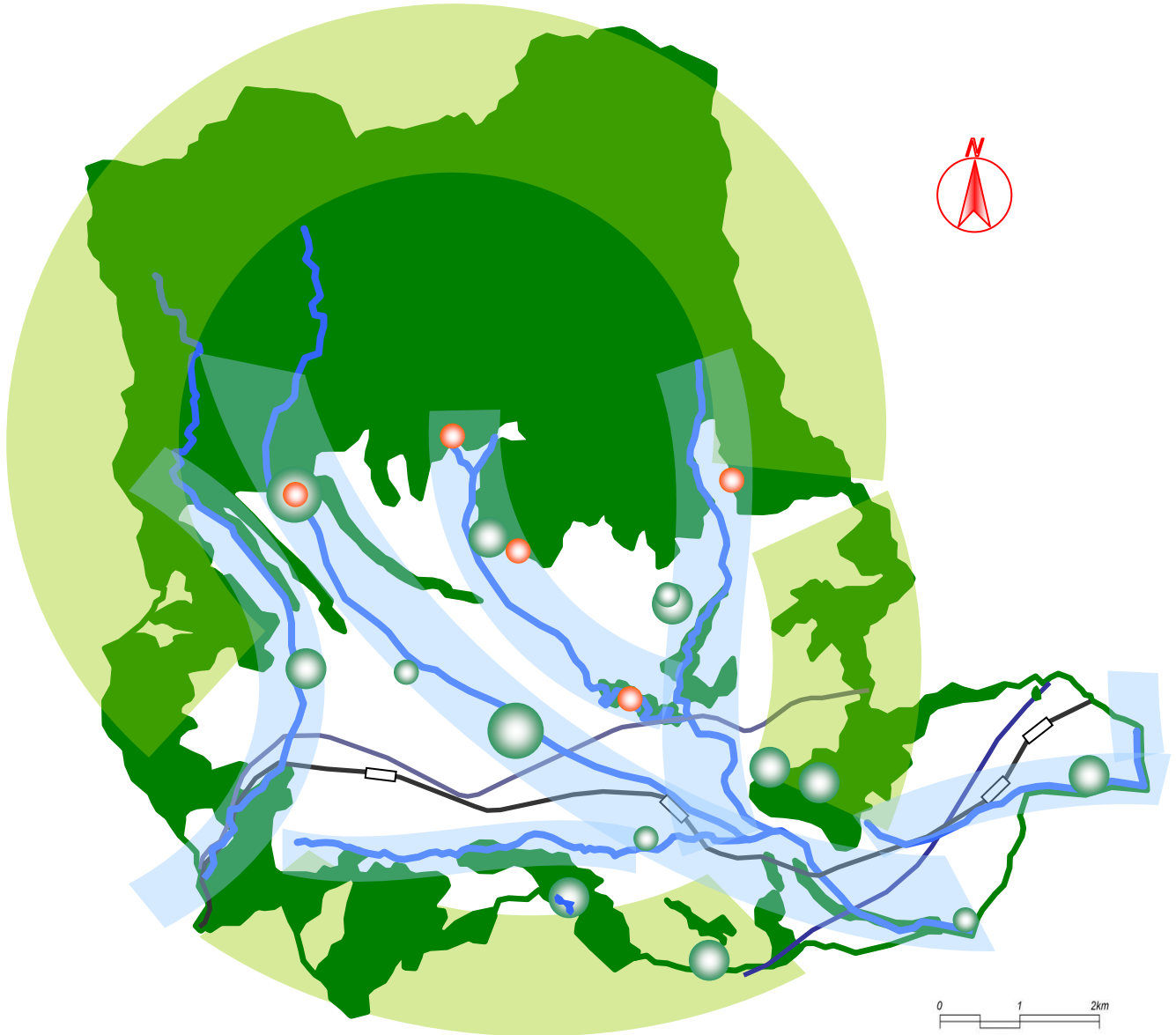
秦野市の誇る名水と様々な動植物の生息する環境を育む重要な構成要素として、緑があります。本市の掲げる都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の創造に向けて、自然と人が共生するみどりを目指し、身近な街の緑とともに丹沢山地及び渋沢丘陵並びに里山という市街地を取り巻く緑を守り育てていきます。





みどりの将来像図

「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」



凡 例			
	骨格的な緑地（樹林地）		緑の拠点（都市公園・公共施設緑地）
	骨格的な緑地（河川空間）		緑の拠点（緑とふれあう施設）
	良好な樹林地		河川





(2) 基本方針

自然に恵まれた良好な緑を守り育て、自然と人間との共生を図るために、緑の積極的な保全・再生・創造に努め、今後本市が目指すべきみどりの将来像「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」を実現するための都市緑化の総括的目標として基本方針を定めます。

ア 緑を守ろう

緑は、私たちにうるおいとやすらぎを与えるとともに多種多様な生物の貴重な生息空間の重要な構成要素でもあります。また、地震などの災害時に避難路や避難地になるほか、火災の延焼を防止し、消火活動の拠点になるなど、都市の安全性を確保するうえで大変貴重な防災機能を果たし、私たちの生命・財産を守るものです。私たちの生活を守り、豊かにする緑を保全していきます。

イ 緑を創ろう

みどり豊かなまちづくりのためには、みんなで身近なところから緑を育てることが大切です。自宅の庭に草花が咲き、道には緑があふれ、市民が身近にみどり豊かな自然とふれあえるまちづくりを進めていきます。

ウ 緑を知ろう

緑や自然の大切さを知るためには、書物から得た知識だけでなく、緑にふれ、緑が語る自然を実感することが大切です。市民の意識に応じて普及・啓発を進め、緑の保全及び創造への行動に結びつくような緑化意識の高揚を図っていきます。

エ 緑を生かそう

秦野盆地は、「名水百選」の地に選ばれているほど、豊かな湧水や地下水に恵まれています。水は緑を育て、また、緑は水を蓄えるとともに雨水をきれいにするろ過機能などをもっています。緑のすべての働きが水そのものにかかわる現象であり、このことから“緑は水なり”と言えるのではないのでしょうか。この大切な働きを伝えるような親しみある水辺空間をつくとともに、野生生物の生息に貢献するように、ビオトープ機能を有する緑や水辺のネットワーク化を図っていきます。

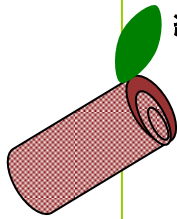
オ 緑と暮らそう

みどり豊かなまちづくりのためには、行政の努力とともに市民の自主的な取り組みが不可欠です。市民参加によるみどりのまちづくりのため、身近な活動を促進します。また、緑の保全・再生・創造を推進するための財源であるみどり基金の一層の充実と、その効果的な活用を図っていきます。



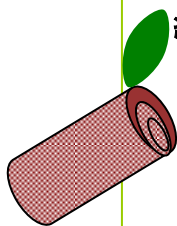


(3) 施策の方向



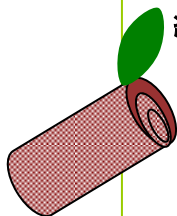
緑を守ろう

- 大切な森や林を守ります
 - ・ 既存樹林、樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木）
 - ・ 寺社林、屋敷林の保全
 - ・ 地域制緑地の指定（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域等）
 - ・ 里地里山の保全再生
 - ・ 水源の森林づくり
 - ・ 林業の振興
- 大切な田畑を守ります
 - ・ 農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）



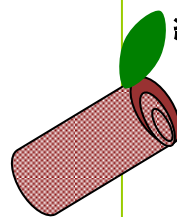
緑を創ろう

- 誰もがふれあえる緑を増やします
 - ・ 公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）
 - ・ 公園、緑地の整備
 - ・ はだの一世紀の森林づくり構想（里山再生、森林づくり）
- みどりあふれる都市(まち)をつくります
 - ・ まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導
 - ・ 事業所、商店街、住宅地の緑化推進
 - ・ 緑化重点地区の指定
- 心なごむ景観をつくります
 - ・ 緑豊かな景観形成



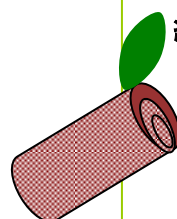
緑を知ろう

- 緑への関心を深め、ふれあいを進めます
 - ・ 緑化推進の啓発（みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹）
- 緑の知識や大切さを教えます
 - ・ 緑化思想の普及啓発（くずはの広場・養毛自然観察の森）
 - ・ 里地里山の保全再生及び林業思想の普及（里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター）



緑を生かそう

- 親しめる水辺をつくります
 - ・ みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）
 - ・ 名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備
- 緑を地域のまちづくりに生かす
 - ・ 地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定



緑と暮らそう

- 市民によるみどりのまちづくりを応援します
 - ・ 活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）
- 協働による施策を進めます
 - ・ 緑化ボランティア活動の場の提供
 - ・ かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約
 - ・ 秦野市みどり基金の充実と活用



2 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 計画のフレーム

ア 計画対象区域

計画対象区域名称	計画対象規模
秦野都市計画区域	秦野市全域 (103.76 k m ²)

イ 都市計画区域人口の実績と見通し

年次	平成 18 年 (2006)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 30 年 (2018)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)
人口	169 千人 (169)	170 千人 (172)	167 千人 (174)	165 千人	165 千人 (174)	162 千人 (173)

※ 年度末の数字を参照

※ () 内は、平成 18 年度の数値

ウ 市街化区域の規模

年次	平成 18 年 (2006)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 30 年 (2018)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)
市街化区域の人口	153 千人 (153)	155 千人 (156)	152 千人 (158)	150 千人	150 千人 (158)	147 千人 (157)
市街化区域の規模	2,437 ha (2,437)	2,438 ha (2,467)	2,438 ha (2,467)	2,438 ha	2,438 ha (2,467)	2,438 ha (2,467)
市街化区域の人口密度	63 人/ha (63)	64 人/ha (63)	62 人/ha (64)	62 人/ha	62 人/ha (64)	60 人/ha (64)

※ 小数点以下四捨五入

※ () 内は、平成 18 年度の数値

※ 当初の計画では、平成 22 年以降の市街化区域に、特定保留区域を含んで目標値を設定していたが、現在設定されている特定保留地域がないため、令和 2 年以降の市街化区域には特定保留地域を含めません。(特定保留区域：都市計画法に基づく「市街化区域と市街化調整区域の区域区分」の定期見直し時に、位置等を明示しておき、計画的な市街地整備の見通しがたった段階で、随時、市街化区域に編入できることとする区域)

※ 令和 2 年、7 年の市街化区域の人口は、平成 18、22、27、30 年の都市計画区域の人口と市街化区域の人口の割合の平均を用いて算出





(2) 計画の目標水準

ア 緑地の確保目標水準

目標年次における確保すべき緑地の目標量は、市街化区域面積のおよそ15%、都市計画区域面積のおよそ74%とします。

令和7年における 緑地確保目標量	市街化区域面積 に対する割合 A	都市計画区域面積 に対する割合 B
	おおむね 368 h a 15%	おおむね 7,639 h a 74%

$$A = \frac{\text{令和7年の市街化区域内の緑地確保目標量}}{\text{令和7年の市街化区域面積}} \quad B = \frac{\text{令和7年の都市計画区域内の緑地確保目標量}}{\text{令和7年の都市計画区域面積}}$$

イ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次		平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)
都市計画区域人口 一人当たり面積の 目標水準 (㎡)	都市公園等	24.30	24.24	26.60
	都市公園	5.33	6.42	8.49

※ 都市公園等は、都市公園以外の公共施設緑地を含みます。

ウ 都市緑化の目標

年次	平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	増減率
施設緑地	752.65 ha	765.24 ha	802.96 ha	1.05 倍
地域制緑地	6,967.11 ha	6,940.19 ha	6,941.63 ha	1.00 倍
合計	7,719.76 ha	7,705.43 ha	7,744.58 ha	1.00 倍
重複を除く合計	7,620.42 ha	7,606.09 ha	7,638.94 ha	1.00 倍

※ 増減率の基準は平成30年とします。





(3) 緑地別の目標

(ha)

緑地	施設緑地	都市公園 (89.84→137.55)	基幹公園 (39.80→53.09)	住区基幹公園	街区公園 (13.22→16.08)	都市基幹公園	近隣公園 (3.33→7.33)	総合公園 (0→0)	地区公園 (6.82→11.92)	運動公園 (16.42→17.75)					
					風致公園 (0.66→0.66)										
					歴史公園 (1.02→7.92)										
			広域公園 (34.63→50.83)												
			都市緑地 (13.72→25.05)												
			都市公園以外 (662.81→665.40)	公共施設緑地 (319.72→293.40)	緑地 (17.48→2.20)		広場 (5.46→5.46)		市民農園 (9.26→9.98)		農村公園 (1.10→1.10)		教育施設 (52.58→52.02)		
					河川緑地 (87.31→87.58)		その他 (146.53→135.07)		市施設		県施設		国施設		
		民間施設緑地 (343.08→372.00)			環境創出行為				プレイロット (3.78→4.86)		緑地 (11.04→30.04)		その他		
					県みどりの協定 (17.83→17.83)				工場立地法緑地 (31.16→39.99)		ゴルフ場 (272.69→272.69)				
					その他 (6.58→6.58)										
	地域制緑地	法によるもの (8,500.69 →8,479.77)			特別緑地保全地区 (0→27.67)		生産緑地地区 (107→100)		国定公園 (3,937→3,938)		農業振興地域農用地区域 (748.69→695.10)		保安林区域 (3,708→3,719)		
				県立自然公園 (290→290)		自然環境保全地域 (167.10→167.10)		樹林保全地区 (10.36→10.36)		保存樹木 (33本→33本)		生垣の設置 (1.51→1.52)			
				生き物の里 (1.53→2.70)		かながわのナショナル・トラスト緑地 (5.75→0)									
				条例等によるもの (476.24→471.68)											

- ※ 緑地：本計画で対象としている緑地
- ※ (H18面積 ha →R7面積 ha)
- ※ 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止
- ※ 端数処理により合計が合わない場合があります。





(4) 里山の保全再生整備の目標

年次		平成 18 年 (2006)	平成 30 年 (2018)	令和 7 年 (2025)
委託による整備 (ha)	ふるさと里山 整備事業	43.90	38.61	42.24
	地域水源林 長期施業 受委託事業	—	7.48	24.61
ボランティア 団体による整備 (ha)	里山ふれあいの 森づくり事業	—	38.07	43.59
合計		43.90	84.16	95.26

3 緑地の配置計画

(1) 総合的な配置方針

緑地の配置は、本計画の基本理念及び基本方針に基づき、次の視点で計画された系統別の配置計画によって示します。

ア 骨格的な緑地の配置

市街地を取り囲むように広がる農地及び丹沢山地や渋沢丘陵等の樹林地、市街地の中央を流れる水無川等の河川空間を、本市の骨格を形成する緑地として位置付けます。

イ 水と緑のネットワークの形成

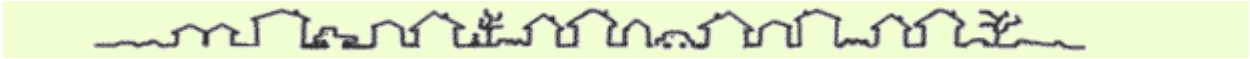
生物の多様性が確保されるように、市街地に点在する樹林・農地・水辺等と丹沢山地・渋沢丘陵とのネットワーク化を図り、野鳥・昆虫・小動物等の移動が容易となるようにします。

また、市内各所に存在している緑の核となる樹林地や公園、河川を散策路やハイキングコースの整備等により、レクリエーション空間としてのネットワークを形成します。

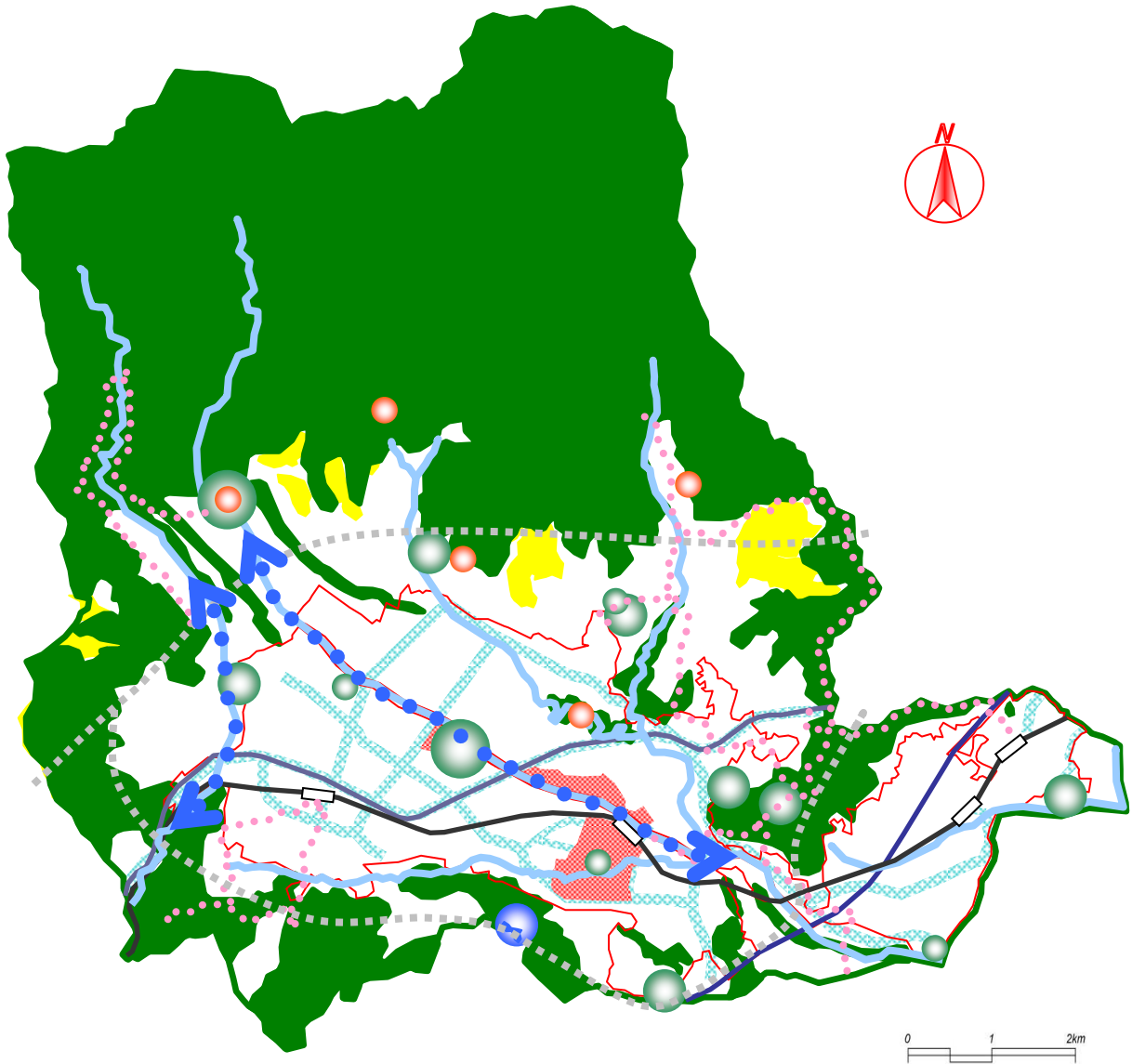
ウ 緑地等の均衡ある配置

市街化の発展動向、現在の各地区の緑地充足度等を考慮し、都市全体で均衡ある都市環境が形成されるようにバランスに配慮した配置を行います。





総合的な緑地の配置計画図



凡 例			
	骨格的な緑地（樹林地）		都市公園
	骨格的な緑地（河川空間）		公共施設緑地
	水と緑のネットワーク（生物）		緑とふれあう拠点施設
	水と緑のネットワーク（レクリエーション）		緑化重点地区
	市街化区域		ゴルフ場
			水とみどりのふれあい軸





(2) 系統別の配置方針

ア 環境保全系統

本市は、北方には丹沢山地があり、南方には渋沢丘陵が東西に走っています。また、市街地の周囲には農地が広がり、それを取り囲む山や丘陵が続いています。ことに北部の丹沢山地は、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園に指定されており、豊かな自然が残されています。

一方、市街地の中央部には水無川・葛葉川、東部には金目川、西部には四十八瀬川・南縁に沿って室川、弘法山の山裾を東に大根川が流れています。

このような豊かな緑と水の保全を図り、環境との共生を基本に自然と調和したまちづくりを進めるため、緑とオープンスペースの保全・整備を行うものです。

イ 景観形成系統

秦野らしい景観を守り、育て、創っていくためにも、丹沢の山並み、豊富な水資源を生かした湧水地や水辺、歴史的・文化的資源と一体となった緑を生かしていくことが求められます。

本市のみどりが構成する「山並み景観」、「里山・田園景観」、「水辺景観」、「歴史・文化の景観」、「街の景観」についても、まとまりのある景観を育てていくため、緑地を効果的に配置していきます。

ウ レクリエーション系統

本市における広域圏のレクリエーションの場としては、ハイキング、登山で利用されている丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園等があり、また、丹沢の自然に親しめる県立都市公園の広域公園として、丹沢山麓に県立秦野戸川公園(50.70ha)が平成4年度(1992年度)から着手され、平成10年度(1998年度)から開園されています。このように、広域圏のレクリエーションの場は、比較的恵まれた状況にあります。多様なレクリエーション需要への対応、将来人口計画に応じた適切な形態及び規模、日常的なレクリエーションの場としての均衡ある配置、公園等を相互に連絡し、レクリエーション機能を高めるためのネットワークを形成する視点から緑地の配置を行います。

エ 防災系統

防災系統の緑地は、「自然災害の防止」、「人為災害の防止」、「避難地の確保」の3つの防災機能の視点から緑地の配置を行います。





(3) 系統別の配置計画

ア 環境保全系統の配置計画

(7) 緑地等の効果

- みどりの重要な構成要素として水と緑を育みます。
- みどりネットワークを形成し野生生物の生息環境を保全します。
- ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化に役立ちます。

(イ) 緑地等の配置計画

① みどりの骨格の保全

丹沢山地や渋沢丘陵、弘法山周辺の樹林地及び市街地を取り囲むように広がる農地、市街地の中央を流れ、まちにうるおいとやすらぎを与える河川空間である水無川などは、みどりの骨格を形成する緑地であり、快適な環境を支える基盤として保全していきます。

② みどりの核のネットワーク化

身近に生物の多様性を確保し、自然と人間との共生を図るため、自然に恵まれた良好な環境を形成する樹林、水辺などを保全するとともに、多様な自然環境の再生を図ります。生物の生息地の役割を担っている緑地・水辺はビオトープとして積極的に位置付け、野生動物の移動を可能とするみどりネットワークが自然発生的に形成されるよう配慮します。

本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、つながりのある水とみどりのふれあい軸を形成します。

③ 都市微気象[※]の緩和

夏期における都市気温の上昇にみられるヒートアイランド現象を緩和するために、気温・湿度の調節、通風作用に役立つ市街地中央を貫流する水無川などの河川空間、市街地を取り囲む農地や樹林地など、風の通り道となり、環境保全機能を発揮するまとまった緑地空間などを保全します。中心市街地では、公共施設の特設空間（屋上・壁面など）緑化を進め、ヒートアイランド現象や空気の浄化などに貢献するよう努めます。

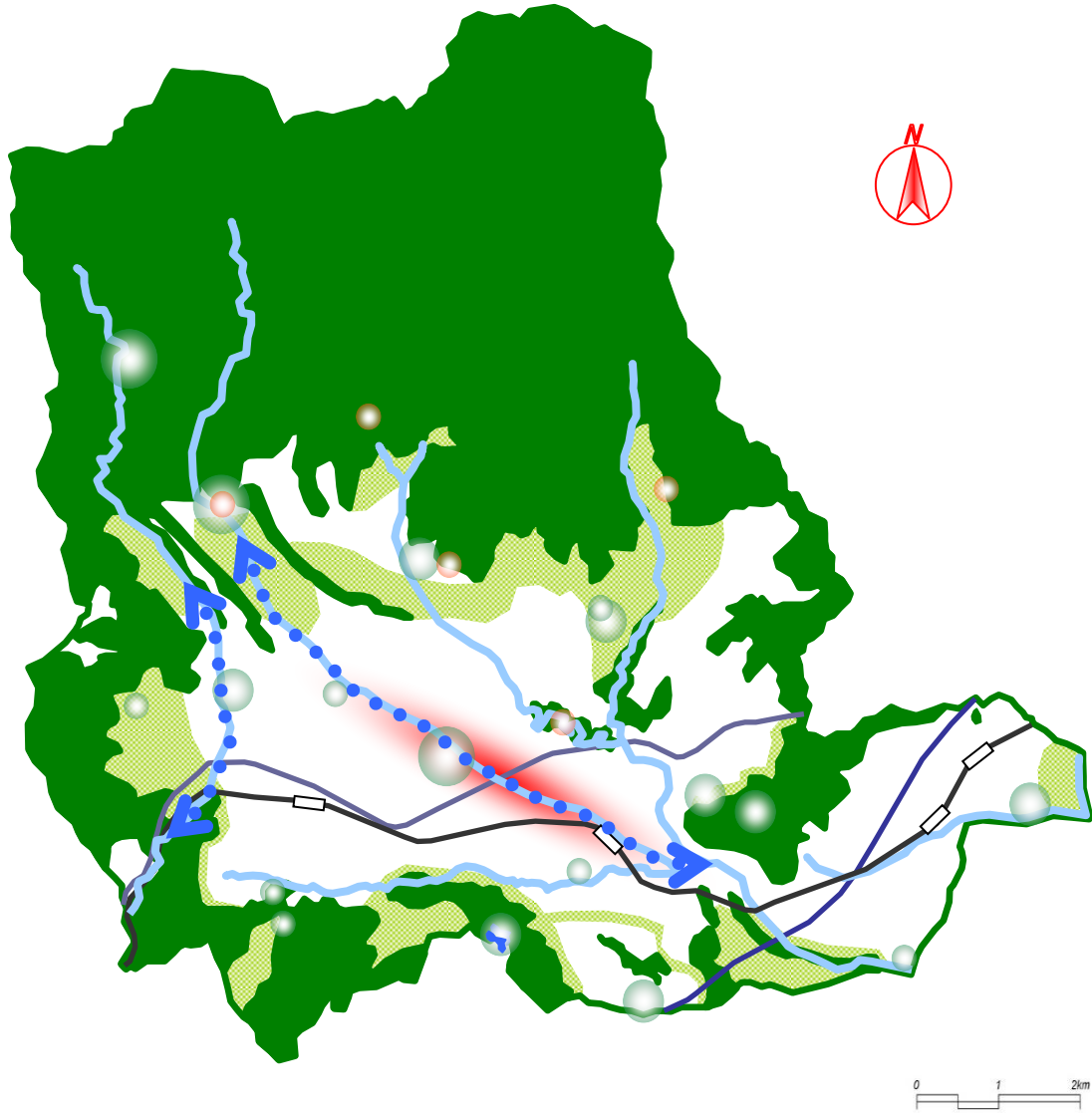
※「微気象」








限られた地域におこる気象現象。地面の状態によって著しい影響を受け、生物の生活や農業・建築などにかかわりが深い。





環境保全システムの配置計画図



凡 例			
	みどりの骨格（樹林地）		みどりの核（緑地）
	みどりの骨格（農地）		みどりの核（拠点施設）
	みどりの骨格（河川）		水とみどりのふれあい軸
	都市微気象の緩和（緑化重点地区・風の道）		





イ 景観形成系統の配置計画

(7) 緑地等の効果

- 景観形成の構成要素として生活にうるおいとやすらぎを与えます。
- 街の景観において四季の変化をあらわします。

(4) 緑地等の配置計画

① 山並み景観

周囲の丹沢山地・渋沢丘陵・弘法山は本市の景観の骨格を担うみどりであり、核・拠点となる緑地として保全していきます。また、公共施設などから市街地を取り巻くこれらの山並みや、遠景の富士山・相模平野・相模湾などを眺望できる展望地点の確保に努めます。

② 里山・田園景観

里地里山は、自然と調和した人々の営みを形成し、周囲の山並みや自然環境を守るみどりです。雑木林や谷戸田は身近な自然とふれあうことのできる場として積極的に保全再生し、活用していきます。市街地周辺のゆったりとした景観を維持するため、ソバやお茶、八重桜など四季を感じることでできる農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用していきます。

③ 水辺景観

水無川や四十八瀬川など多くの河川、湧水群、震生湖などの豊かな資源は、秦野らしい景観を現すもののひとつです。多自然川づくり^{※1}や湧水群の保全・活用、生き物の里の指定、震生湖周辺整備などを展開し、名水の里にふさわしい、秦野らしい水の豊かな景観を形成していきます。

④ 歴史・文化の景観

数多く残されている歴史的・文化的資源を再認識し、秦野の歴史や文化を感じることでできる空間を創出するため、これらの資源と一体となったみどりを保全・活用し、昔ながらの秦野の景観を保全・再現していきます。

⑤ 街の景観

住宅地、商業地及び工業地など生活や経済活動の場としての特性をもった地域と、道路・駅・公園・公共施設などの市民活動を支える重要な役割を持つ施設によって構成されています。それぞれの地域の特性に配慮した工夫が必要で、花のまちなみ推進事業などにより、まちの美観（生活美観^{※2}）を創り出していきます。また、ふるさと秦野生活美観計画に基づき、良好な景観形成のための指導をします。地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定し、地域のまちづくりの核として生かします。

※1「多自然川づくり」

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

※2「生活美観」

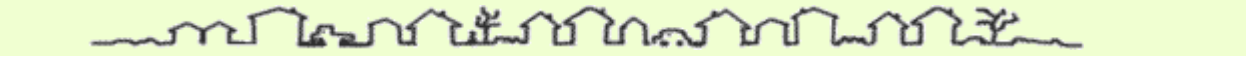
日々の生活の中で、市民一人ひとりが身近なところから生活の仕方を改善したり、景観に配慮することによって、より美しい生活環境・景観を実現していこうとする考え方、それにより創られる景観の姿を、本市では、生活美観と呼ぶこととしています。



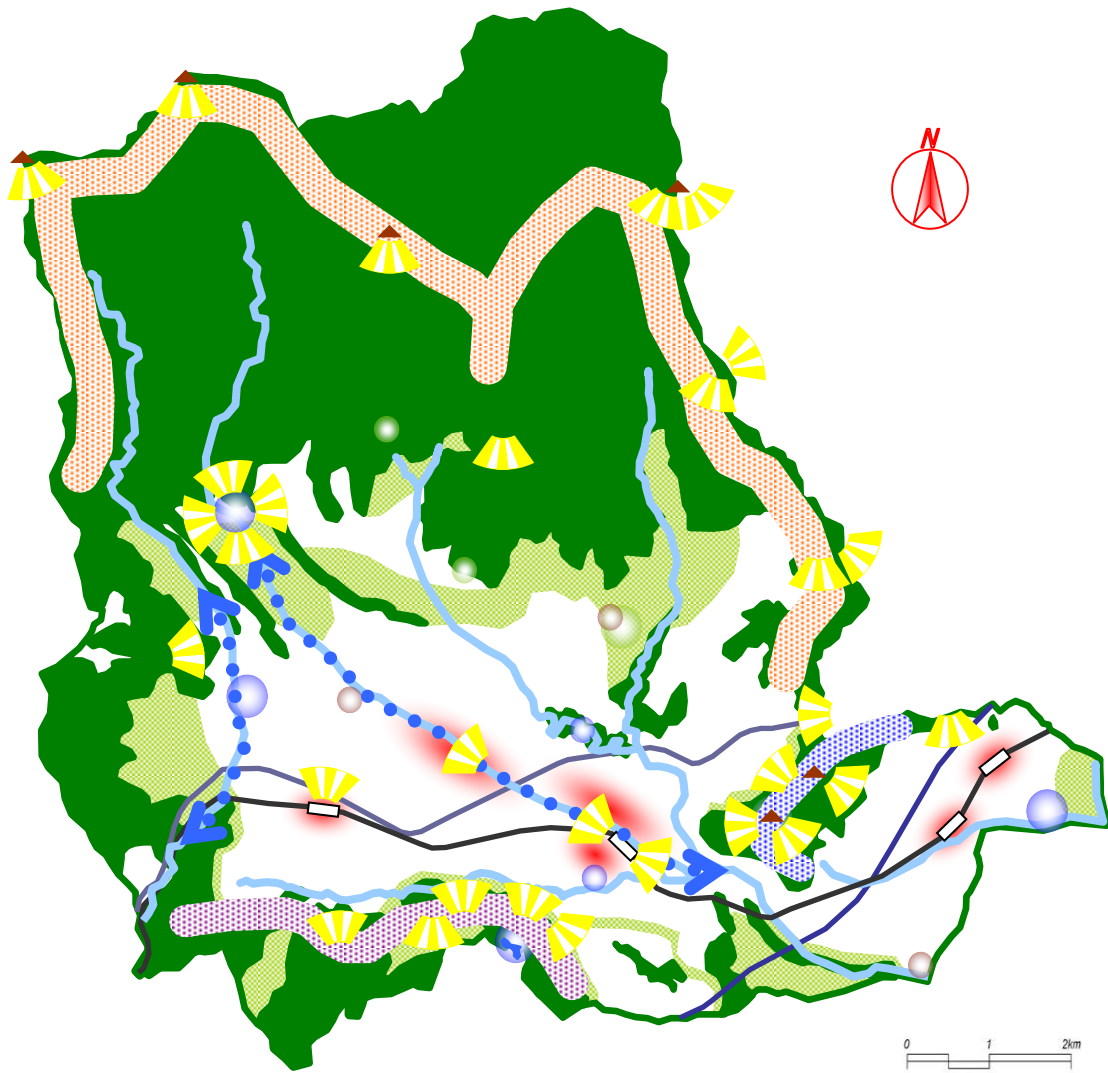


- 住宅地の景観
敷地内の樹木の植栽や生け垣などの緑化を促進し、周囲と調和の取れたうるおいのある景観づくりに努めます。
- 商店街の景観
計画的な商店街の整備を進めるとともに、屋上・壁面・ベランダなどの特殊空間の緑化の協力をいただき、人々の集まる場所としてゆとりある空間の確保を促進します。
- 工場地の景観
周辺地域と調和のとれた良好な環境を生み出すために、工場などの緑化を促進して自然と調和した景観を形成するようしていきます。
- 公共建築物の景観
敷地内の積極的な緑化を進めるとともに、山並みなどを眺望するためのオープンスペースを確保していきます。
- 道路の景観
街の軸となる幹線街路は、街路樹等の植栽により、みどりの連続性の確保に努めていきます。住宅街の道路は、生け垣などの緑化を促進し、親しみやすく緑豊かな道路づくりを推進していきます。
- 駅の景観
秦野市の玄関口である秦野駅を始め、小田急線の4駅はまちの顔であり、目にする景観はその街を象徴するものとなります。それぞれの地域性を生かすとともに、駅周辺施設との調和や駅前からの眺望などに配慮しながら景観まちづくりを推進します。
- 公園・緑地の景観
街の中で身近にみどりを感じられるよう、都市公園などの整備を計画的に進め、積極的な緑化を図ります。市街化区域内の農地や樹林地、斜面緑地は、減少する市街地のみどりとして貴重な存在であるため保全を図ります。特に葛葉緑地は身近な環境学習の場として保全・活用を図ります。また、水辺との連携を図り、「水と緑のネットワーク」化を進めていきます。





景観形成システムの配置計画図



凡 例			
	山並み景観（丹沢山地）		里山・田園景観
	山並み景観（渋沢丘陵）		里山・田園景観（拠点施設）
	山並み景観（弘法山・権現山）		水辺景観（河川）
	展望地点からの展望方向		水辺景観（拠点施設）
	樹林地		歴史・文化の景観（拠点施設）
	街の景観（緑化重点地区・緑豊かな駅前空間の創造）		
	水とみどりのふれあい軸		





ウ レクリエーションシステムの配置計画

(7) 緑地等の効果

- レクリエーション施設の構成要素として訪れる人にやすらぎを与えます。
- 人々が集まる憩いの場としてコミュニケーションの向上を図ります。

(1) 緑地等の配置計画

① 日常圏のレクリエーションの場

身近なレクリエーションの場となる公園は、誘致距離及び誘致圏内の将来人口などを考慮しながら適正な規模や形態の住区基幹公園を配置し、日常生活圏における快適なレクリエーション空間の整備を推進します。

○ 都市公園

街区公園、近隣公園、地区公園は、周辺の公園整備状況、人口及び誘致距離、機能などを勘案し、身近で利用しやすい配置計画とします。

○ 水に親しめる緑地

葛葉緑地、みずなし川緑地、秦野盆地湧水群などの保全・整備を推進し、自然とのふれあいの場として活用していきます。

○ スポーツ振興

秦野中央運動公園、なでしこ運動広場、小中学校のグラウンド（休日開放）、子供広場を地域スポーツの振興に役立つ緑地として位置付けます。

○ 農地

農地とのふれあいの場として、コミュニティ農園やふれあい農園を適宜配置していきます。

② 広域圏のレクリエーションの場

市民のレクリエーションに対する多様な需要に対する施設として、広域圏のレクリエーションの場の配置整備を図るとともに、レクリエーション機能を高めるために河川・ハイキングコース、森林セラピーロードなどを活用します。





○ 都市公園

秦野中央運動公園は、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場としたカルチャーパークの中心として、施設の充実と利用の促進を図ります。

特殊公園は、公園の性格が十分に発揮されるよう、その特性や施設内容を考慮して配置します。

広域公園は、丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園の整備・拡張を要望していきます。

○ 公共施設緑地

景観、文化財、観光要素として貴重な資源である震生湖の自然環境を保全・活用していくため、震生湖周辺整備を推進します。

○ 地域制緑地

丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、表丹沢県民の森、蓑毛自然観察の森は、多様なレクリエーション需要に対応する緑地として位置付けます。

○ 民間施設緑地

表丹沢の山裾に点在するゴルフ場は、広く市外の人々にも利用されており、レクリエーションの場として、民間施設緑地に位置付けます。

○ グリーンツーリズム※

観光面や里地里山保全再生事業との連携による農家民泊やワーキングホリデーの検討及び試行をします。

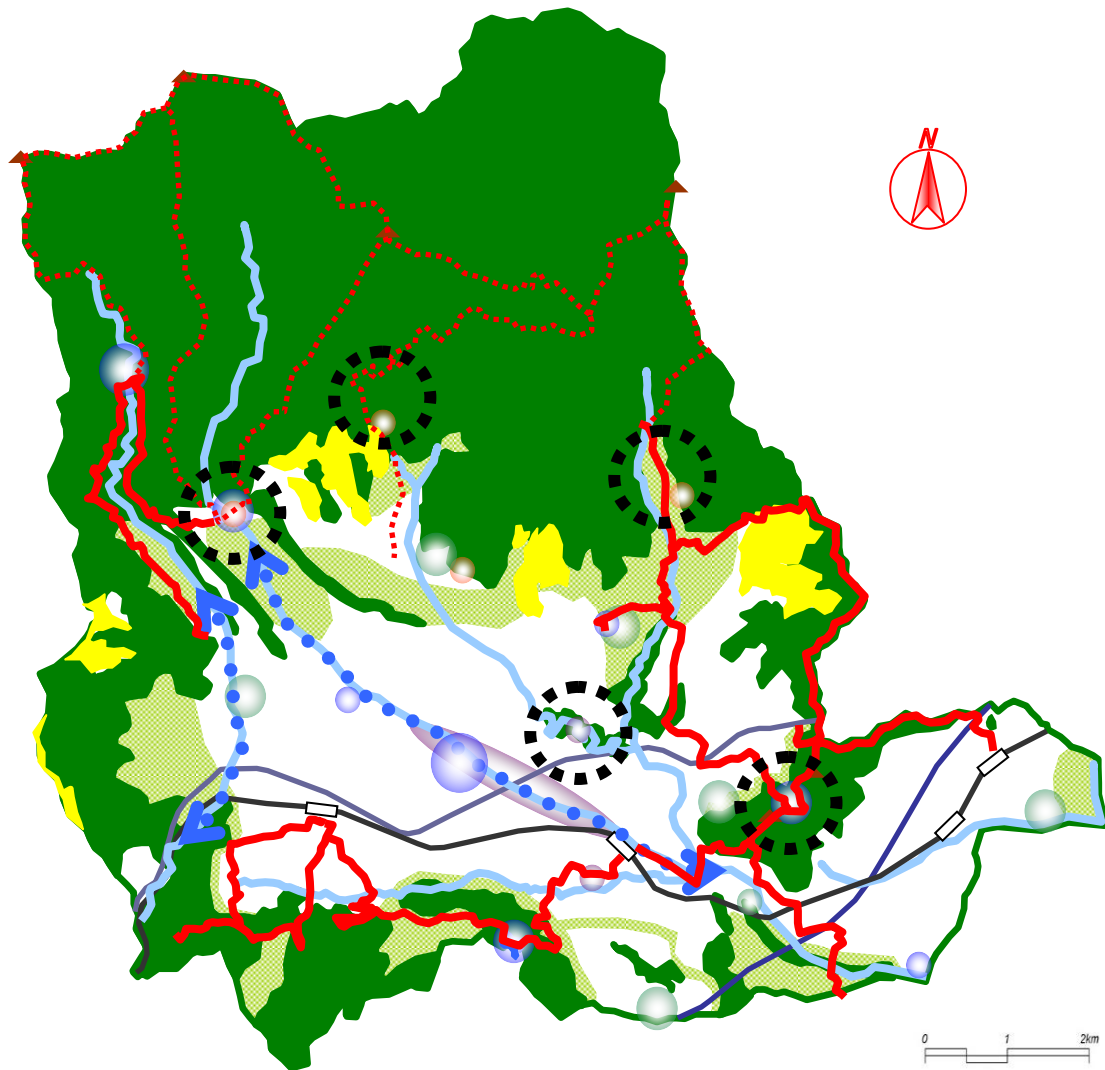
※「グリーンツーリズム」

都市住民が農家などにホームステイして農作業の体験をしたり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動





レクリエーションシステムの配置計画図



凡 例			
日常圏のレクリエーションの場		広域圏のレクリエーションの場	
	都市公園		都市公園・公共施設緑地
	水に親しめる緑地		拠点施設
	農地		ハイキングコース
	樹林地		登山コース
	水とみどりのふれあい軸		ゴルフ場
			森林セラピーロード所在地





エ 防災システムの配置計画

(7) 緑地等の効果

- 健全な樹林地は治山治水に役立ちます。
- 火災時における延焼遮断効果があります。
- 災害時に市民の安全を確保する避難地等として機能します。

(イ) 緑地等の配置計画

① 自然災害の防止

本市の山地は急傾斜地が多く、特に豪雨などにより山地の崩壊、土砂の流出などが生じやすい地形をなしており、市域には、活断層が数本走っています。また、市街地でも土地が起伏に富み、多くの崖が散在しています。そのため、計画的な造林事業を促進するとともに、乱伐を防止して、林地の維持・保全及び水源のかん養に努めます。

② 人為災害の防止

緑地や街路樹を積極的に配置し、樹木や緑地による延焼遮断空間の確保をします。住宅地に隣接する工業地などについては、現行の制度を有効に活用し、工場立地法に基づく事業所などの植栽、県のみどりの協定による緑化、まちづくり条例における植栽などにより緩衝機能を持つ緑化の推進を図ります。

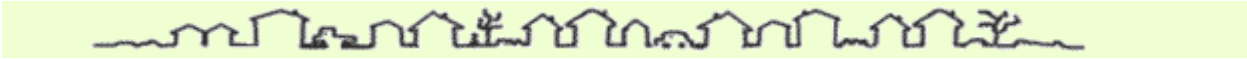
また、災害拡大防止機能を有する街路樹・緑地・河川空間・農地などの整備・保全に努めます。

③ 避難地の確保

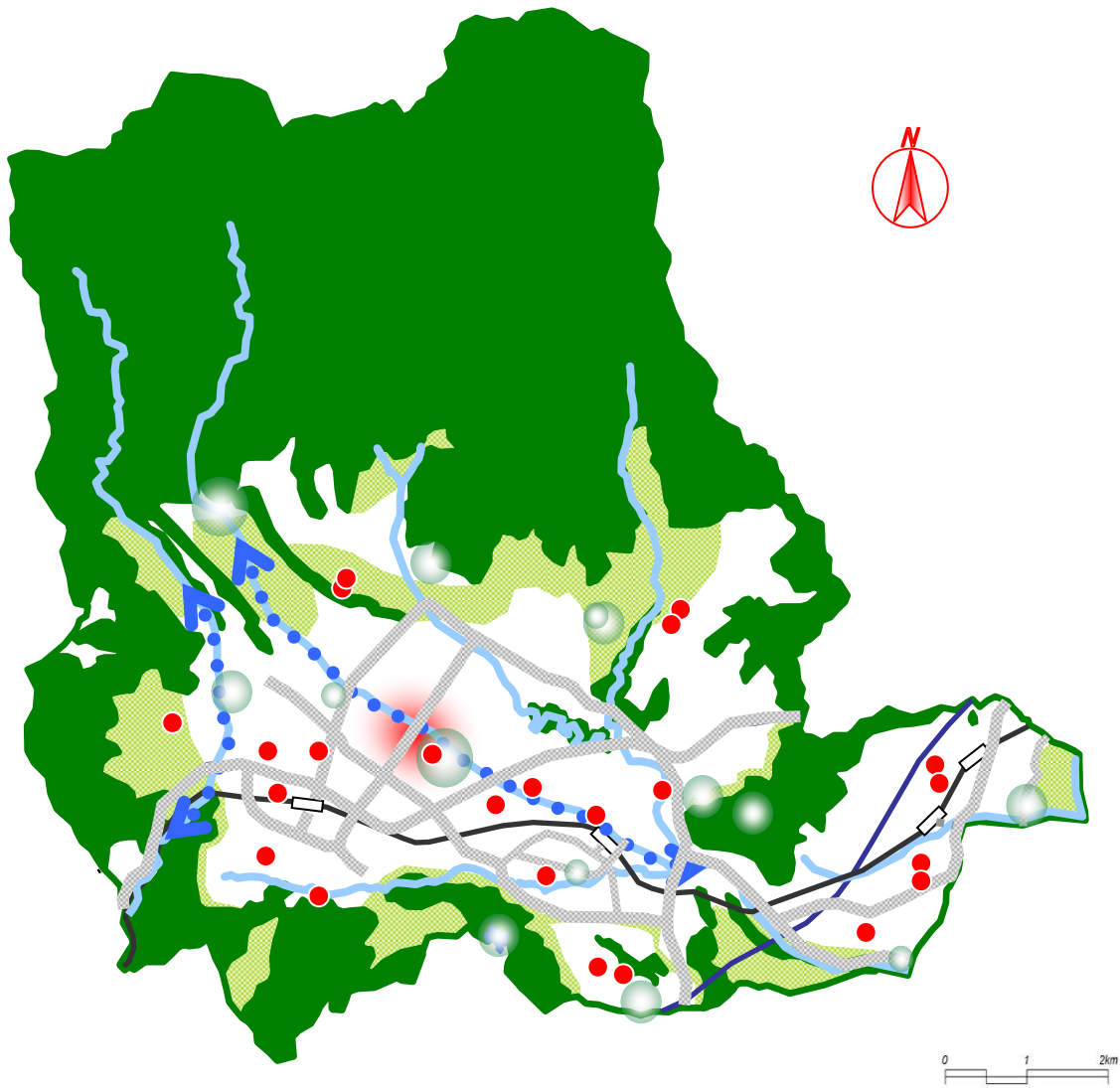
地震などの災害時における防災計画の一環として避難地及び避難路としての緑地を配置します。


広域避難場所は、火災による輻射熱や煙に冒されない場所で、安全が確保され、防災施設が整備されている場所でなければならないため、カルチャーパーク総合体育館、各小学校、各中学校が指定されています。また、被災者の避難所としては、小・中学校などの公共施設が使われます。これら施設の緑化の充実により、避難地としての機能を維持します。





防災システムの配置計画図



凡 例	
	広域避難場所（23箇所、カチャパーク総合体育館・各小学校・各中学校）
	都市公園・公共施設緑地（避難地・延焼遮断効果）
	道路網（避難路・延焼緩和効果）
	河川空間（災害拡大防止効果）
	農地（災害拡大防止効果）
	工業系地域の緑化（緩衝緑地）
	水とみどりのふれあい軸（災害拡大防止効果）



4 緑地の保全及び緑化推進のための施策

(1) 施設緑地の整備目標及び方針

施設緑地は、都市公園と都市公園以外の公共施設緑地及び民間施設緑地に区分されます。

平成30年では、施設緑地として、市民一人当たり約46㎡が確保されています。

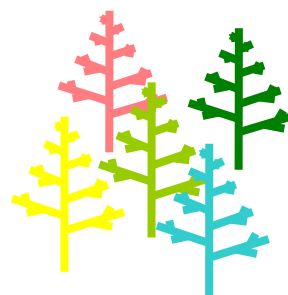
目標年次の令和7年までに都市計画区域内において、市民一人当たり49㎡以上、市街化区域内において、市民一人当たり15㎡以上の施設緑地の確保をめざします。

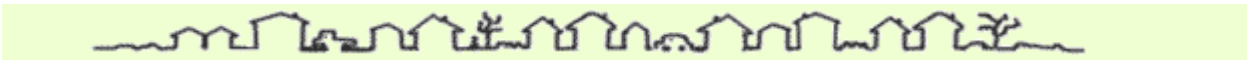
施設緑地	平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	増減率
都市公園	5.33 ㎡/人 (3.15 ㎡/人)	6.42 ㎡/人 (3.48 ㎡/人)	8.49 ㎡/人 (3.79 ㎡/人)	1.32 倍 (1.09 倍)
公共施設緑地	18.97 ㎡/人 (6.85 ㎡/人)	17.82 ㎡/人 (6.66 ㎡/人)	18.11 ㎡/人 (6.76 ㎡/人)	1.02 倍 (1.02 倍)
都市公園等合計	24.30 ㎡/人 (10.01 ㎡/人)	24.24 ㎡/人 (10.14 ㎡/人)	26.60 ㎡/人 (10.55 ㎡/人)	1.10 倍 (1.04 倍)
民間施設緑地	20.35 ㎡/人 (3.34 ㎡/人)	22.14 ㎡/人 (4.65 ㎡/人)	22.96 ㎡/人 (5.16 ㎡/人)	1.04 倍 (1.11 倍)
合計	44.65 ㎡/人 (13.34 ㎡/人)	46.38 ㎡/人 (14.78 ㎡/人)	49.57 ㎡/人 (15.71 ㎡/人)	1.07 倍 (1.06 倍)

※ () は、市街化区域面積における市民一人当たりの面積です。

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ 増減率の基準は平成30年とします。





ア 都市公園

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の都市公園の市民一人当たり面積の目標を約 8 m²以上とします。

名称		平成 30 年 (2018)			令和 7 年 (2025)			増 減 (ha)
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	
住区基 幹公園	街区公園	179 (161)	15.19 (13.22)	0.92 (0.78)	183	16.08	0.99	0.89
	近隣公園	2 (2)	3.33 (3.33)	0.20 (0.20)	4	7.33	0.45	4.00
	地区公園	1 (1)	6.82 (6.82)	0.41 (0.40)	2	11.92	0.74	5.10
都市基 幹公園	総合公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
	運動公園	1 (1)	17.75 (16.42)	1.08 (0.97)	1	17.75	1.10	0
特殊 公園	風致公園	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)	1	0.66	0.04	0
	歴史公園	1 (1)	1.02 (1.02)	0.06 (0.06)	3	7.92	0.49	6.90
大規模 公園	広域公園	1 (1)	36.10 (34.63)	2.19 (2.05)	1	50.83	3.14	14.73
都市 緑地	都市緑地	12 (10)	25.05 (13.72)	1.52 (0.81)	12	25.05	1.55	0
合計		198 (178)	105.94 (89.84)	6.42 (5.33)	207	137.55	8.49	31.62

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成 18 年度の数値

※ 増減の基準は平成 30 年とします。





(イ) 整備方針

主要な都市公園の配置については、系統別の方針（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災）に基づき、秦野市カルチャーパークを幹、各公園を枝葉として、本市の豊かな自然環境や文化遺産など、地域の特性を活用し、市民活動や憩いの場として利用できるような計画とします。

また、広域的な拠点として、丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園を配置します。

さらに、平成18年（2006年）12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行により、都市公園についてもバリアフリー化への対応が求められていることから、今後の整備、改修時においてバリアフリー化を推進します。

日常的な管理についても公園里親制度等を活用し、多様な主体による地域に密着した公園づくりを推進します。

主要な公園については指定管理者による適切な運営を図ります。

○ 住区基幹公園

街区公園	
目 標	183 箇所 16.08 h a 0.99 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・市街地において、人々が身近な遊びや休息などの利用できる公園とします。・設置に際しては、環境創出行為等による公園整備のほか、周辺の公園設置状況や地域における利用目的を踏まえた整備とします。・設置されてから一定期間が経過し、施設の老朽化等が進んだ公園の再整備については、公園再生構想に基づき、地域のニーズを反映しながら再生を図ります。

近隣公園	
目 標	4 箇所 7.33 h a 0.45 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・人々がふれあいながら、身近な体力づくり、遊び、休息、散策などの利用できる公園とします。・土地区画整理事業と連携して用地の確保及び整備を進めます。





地区公園	
目 標	2箇所 11.92ha 0.74㎡/人
方 針	・市街地から近距離で、人々が気軽に体力づくり、行楽、休息、散策などの利用ができ、地域の文化・風土・自然にふれられる公園とします。

○ 都市基幹公園

運動公園	
目 標	1箇所 17.75ha 1.10㎡/人
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野中央運動公園は、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場としたカルチャーパークの中心として、施設の充実と利用の促進を図ります。 ・秦野市カルチャーパーク内の総合体育館は、秦野市地域防災計画で広域避難場所に位置付けられています。

○ 特殊公園

風致公園	
目 標	1箇所 0.66ha 0.04㎡/人
方 針	・今泉名水桜公園は、魅力ある水辺景観の拠点として保全します。





歴史公園	
目 標	3箇所 7.92ha 0.49㎡/人
方 針	・市の文化的な遺産の確保を図り、市民共有の財産として有効活用することで、郷土を愛する心を育む機会を充実させるため、遺跡を区域に含む配置をします。

○ 広域公園

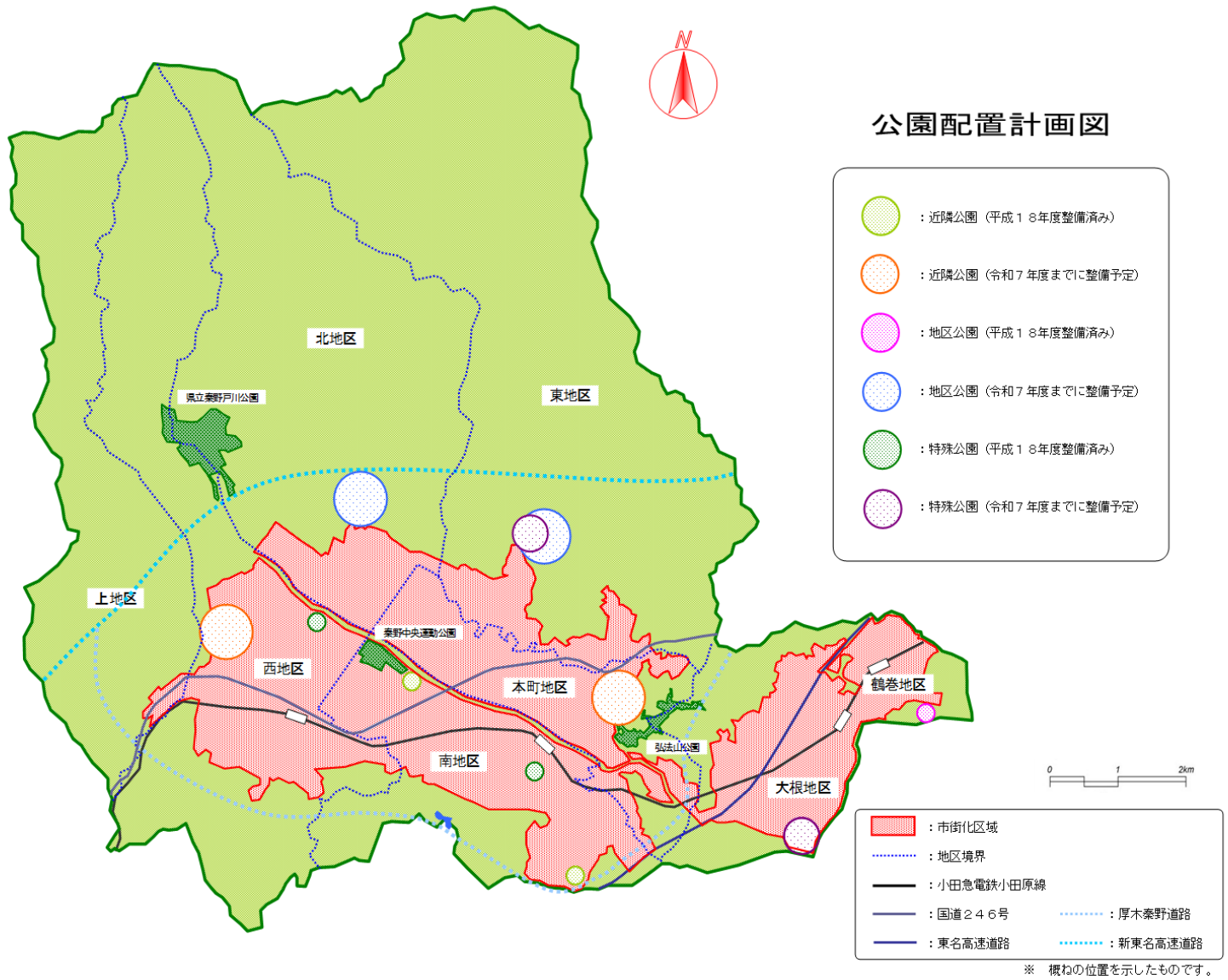
広域公園	
目 標	1箇所 50.83ha 3.14㎡/人
方 針	・丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園の整備と機能の充実を図るための区域拡張(5.2ha)を要望していきます。

○ 都市緑地

都市緑地	
目 標	12箇所 25.05ha 1.55㎡/人
方 針	・市街化区域内又はその周辺に存在する良好な自然的環境を活用することにより、市民の日常生活にうるおいを与え、都市環境の保全と回復を図るため、都市緑地の維持管理に務めます。



公園配置計画図





イ 公共施設緑地

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の公共施設緑地の市民一人当たり面積の目標を18㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
緑地	10 (11)	2.20 (17.48)	0.13 (1.04)	10	2.20	0.14	0
広場	6 (6)	5.46 (5.46)	0.33 (0.32)	6	5.46	0.34	0
市民農園	49 (39)	9.99 (9.26)	0.61 (0.55)	50	9.98	0.62	△0.01
農村公園	1 (1)	1.10 (1.10)	0.07 (0.07)	1	1.10	0.07	0
教育施設	36 (36)	52.58 (52.58)	3.19 (3.12)	35	52.02	3.21	△0.56
河川緑地	6 (6)	87.58 (87.31)	5.31 (5.18)	6	87.58	5.41	0
その他	78 (91)	135.13 (146.53)	8.19 (8.69)	78	135.07	8.34	△0.06
合計	186 (190)	294.04 (319.72)	17.82 (18.97)	186	293.40	18.11	△0.63

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

※ 教育施設にはこども園を含みます。

(イ) 整備方針

○ 緑地

緑地	
目 標	10箇所 2.20ha 0.14㎡/人
方 針	・環境創出行為などに伴う提供緑地について、公共施設緑地に位置付け、維持管理していきます。





○ 広場

広場	
目 標	6 箇所 5.46 h a 0.34 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・ 秦野市浄水管理センター敷地内のなでしこ運動広場は、下水道処理施設の機能を増設するまでの間は、スポーツ広場として活用していきます。

○ 市民農園

市民農園	
目 標	50 箇所 9.98 h a 0.62 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者と農業のふれあいの場としてコミュニティ農園等 3 箇所 0.42ha を市民のニーズに合わせ適宜拡大を図ります。・ 民間の市民農園 45 箇所 9.41ha を位置付けます。・ 家庭の生ごみを堆肥化し、循環させる「生ごみ持ち寄り農園」2 箇所 0.15ha の拡大を図ります。

○ 農村公園

農村公園	
目 標	1 箇所 1.10 h a 0.07 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・ 地域農業の活性化や人々の憩いの場及び観光拠点として、適切な維持管理に努めます。

○ 教育施設

教育施設	
目 標	35 箇所 52.05 h a 3.21 m ² /人
方 針	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校 13 校・中学校 9 校については、緑化の充実を図るとともに公園などに接する場合は一体的整備と管理を進めます。また、地域のコミュニティの場及び防災拠点として位置付けていきます。





○ 河川緑地

河川緑地	
目 標	6箇所 87.58ha 5.41㎡/人
方 針	・ 四十八瀬川・葛葉川・金目川・室川・大根川を河川緑地として位置付けます。河川改修において、自然環境に調和した整備を要望します。

○ その他

その他	
目 標	78箇所 135.07ha 8.34㎡/人
方 針	・ 四十八瀬川の上流に位置する表丹沢県民の森(84.6ha)・金目川の上流に位置する蓑毛自然観察の森(1.98ha)は、自然的条件を利用したレクリエーションの場として活用していきます。 ・ 新東名高速道路・国道246号バイパスの整備に伴う道路環境施設帯緑地の整備を要請していきます。 ・ 震生湖周辺は、良好な樹林・水辺を保全するとともに、関東大震災で誕生した、重要な文化財としての環境維持にも努め、観光拠点として活用します。





ウ 民間施設緑地

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の民間施設緑地の市民一人当たり面積の目標を2.2㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
環境創出行為 (プレイロット)	129 (105)	4.86 (3.78)	0.29 (0.22)	129	4.86	0.30	0
環境創出行為 (緑地)	756 (354)	23.31 (11.04)	1.41 (0.65)	1,354	30.04	1.85	6.73
その他	52 (41)	337.10 (328.26)	20.43 (19.48)	52	337.10	20.81	0
合計	937 (500)	365.27 (343.08)	22.14 (20.35)	1,535	372.00	22.96	6.73

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 環境創出行為

環境創出行為	
目 標	1,483箇所 34.90ha 2.15㎡/人
方 針	・ 秦野市まちづくり条例に基づく、事業者管理の広場（プレイロット）及び緑地については、今後とも環境創出行為に伴う設置を指導していきます。

○ その他

その他	
目 標	52箇所 337.10ha 20.81㎡/人
方 針	・ 日常的なオープンスペースとして利用されている寺社境内地を位置付けていきます。 ・ 広く市外の人々にも利用されているゴルフ場5箇所272.69haを位置付けていきます。 ・ 工場立地法及び神奈川県みどりの協定実施要綱に該当する開発行為に対して、環境創出行為の事前協議において、協定の締結等を指導していきます。



(2) 地域制緑地の整備目標及び方針

地域制緑地は、法による緑地と条例等による緑地に区分されます。

地域制緑地として、市民一人当たり約542㎡が確保されています。

目標年次までに都市計画区域内において、市民一人当たり552㎡以上、市街化区域内において、市民一人当たり9㎡以上の地域制緑地の確保をめざします。

地域制緑地		平成18年 (2006)	平成30年 (2018)	令和7年 (2025)	増減率
法によるもの	特別緑地保全地区	0㎡/人 (0㎡/人)	0㎡/人 (0㎡/人)	1.71㎡/人 (1.21㎡/人)	一倍 (一倍)
	生産緑地地区	6.35㎡/人 (7.00㎡/人)	6.11㎡/人 (6.72㎡/人)	6.17㎡/人 (6.80㎡/人)	1.01倍 (1.01倍)
	国定公園	233.54㎡/人 (0㎡/人)	238.67㎡/人 (0㎡/人)	243.09㎡/人 (0㎡/人)	1.02倍 (一倍)
	農業振興地域 農用地区域	44.41㎡/人 (0㎡/人)	43.37㎡/人 (0㎡/人)	42.91㎡/人 (0㎡/人)	0.99倍 (一倍)
	保安林区域	219.96㎡/人 (0㎡/人)	225.40㎡/人 (0㎡/人)	229.57㎡/人 (0㎡/人)	1.02倍 (一倍)
計		504.26㎡/人 (7.00㎡/人)	513.54㎡/人 (6.72㎡/人)	523.44㎡/人 (8.01㎡/人)	1.02倍 (1.19倍)
条例等によるもの	県立自然公園	17.20㎡/人 (0.52㎡/人)	17.58㎡/人 (0.53㎡/人)	17.90㎡/人 (0.54㎡/人)	1.02倍 (1.02倍)
	自然環境保全地域	9.91㎡/人 (0㎡/人)	10.13㎡/人 (0㎡/人)	10.32㎡/人 (0㎡/人)	1.02 (一倍)
	樹林保全地区	0.61㎡/人 (0.68㎡/人)	0.59㎡/人 (0.64㎡/人)	0.64㎡/人 (0.71㎡/人)	1.08倍 (1.11倍)
	保存樹木	32本	29本	32本	一倍 (一倍)
	生垣の設置	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	0.09㎡/人 (0.10㎡/人)	1倍 (1倍)
	生き物の里	0.09㎡/人 (0㎡/人)	0.16㎡/人 (0㎡/人)	0.17㎡/人 (0㎡/人)	1.01倍 (一倍)
	かながわのマイカル・トラスト緑地	0.34㎡/人 (0.38㎡/人)	0.34㎡/人 (0.38㎡/人)	—	一倍 (一倍)
計		28.25㎡/人 (1.67㎡/人)	28.89㎡/人 (1.65㎡/人)	29.12㎡/人 (1.35㎡/人)	1.01倍 (0.82倍)
合計		532.51㎡/人 (8.67㎡/人)	542.42㎡/人 (8.37㎡/人)	552.56㎡/人 (9.36㎡/人)	1.02倍 (1.12倍)

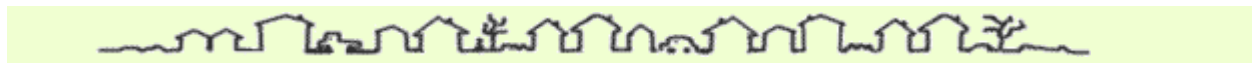
※ () は、市街化区域面積における市民一人当たりの面積です。

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

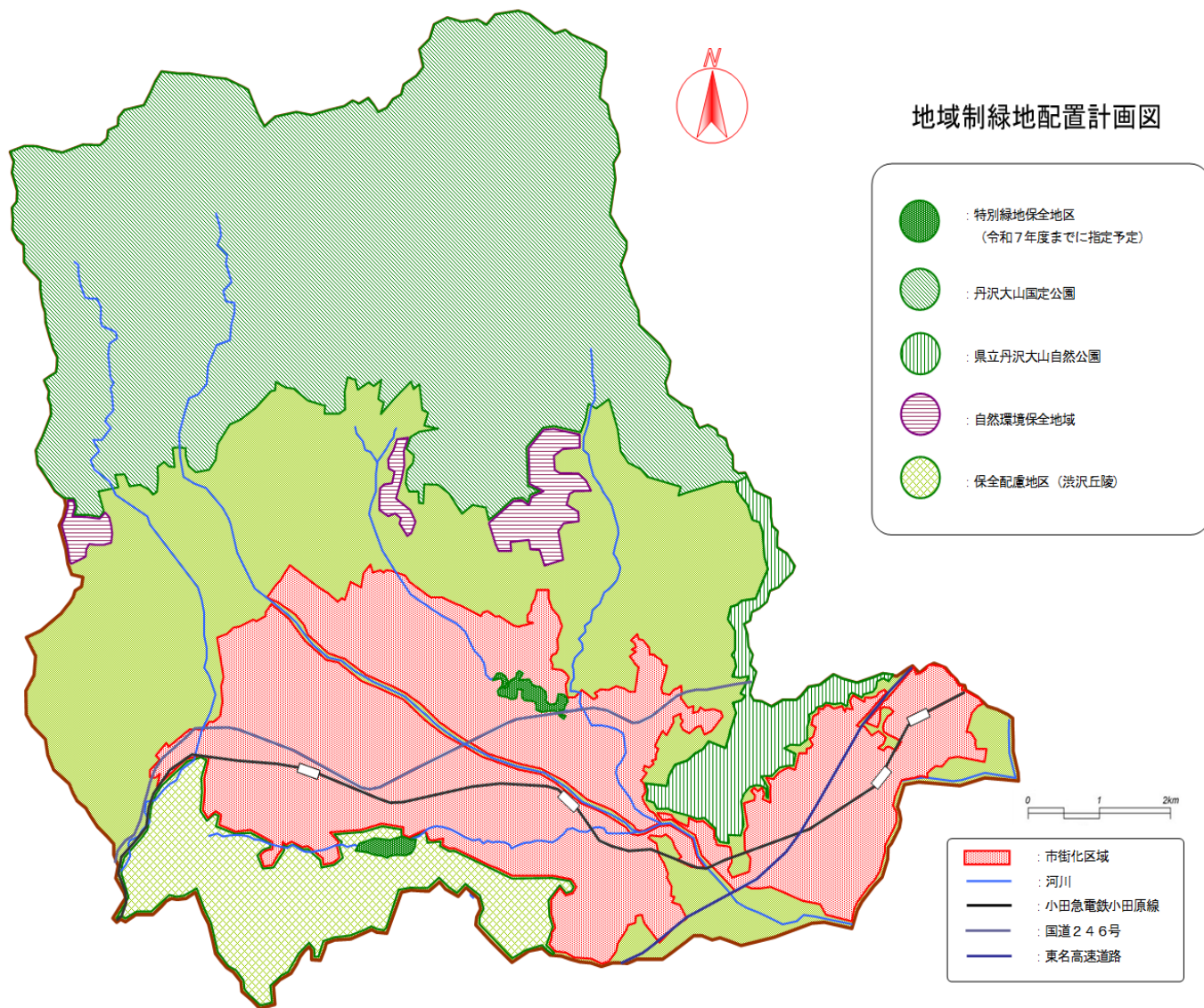
※ 増減率の基準は平成30年とします。

※ 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止



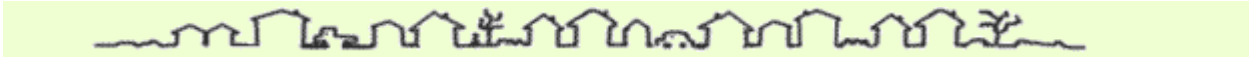


地域制緑地配置計画図



※ 概ねの位置を示したものです。





ア 法によるもの

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の法による地域制緑地の市民一人当たり面積の目標を523㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
特別緑地保全地区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	27.67	1.71	27.67
生産緑地地区	670 (713)	100.80 (107.00)	6.11 (6.35)	665	100.00	6.17	△0.8
国定公園	1 (1)	3,938.00 (3,937.00)	238.67 (233.54)	1	3,938.00	243.09	0
農業振興地域 農用地区域	1 (1)	715.58 (748.69)	43.37 (44.41)	1	695.10	42.91	△20.48
保安林区域	1 (1)	3,719 (3,708)	225.40 (219.96)	1	3,719	229.57	0
合計	673 (716)	8,473.38 (8,500.69)	513.54 (504.26)	671	8,479.77	523.44	6.39

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区	
目 標	3箇所 27.67ha 1.71㎡/人
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に残る良好な自然環境を保全するため、かながわのナショナル・トラスト緑地第1号である葛葉緑地約17haについて、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。 ・市町村が決定する特別緑地保全地区として、市街化区域に隣接し、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ一定範囲以上の緑地について、指定を検討していきます。





○ 生産緑地地区

生産緑地地区	
目 標	665 箇所 100 h a 6.17 m ² /人
方 針	・ ゆとりある都市のオープンスペースとして、良好な都市環境を形成する市街化区域内農地を生産緑地地区として位置付け、保全していきます。

○ 国定公園

国定公園	
目 標	1 箇所 3,938 h a 243.09 m ² /人
方 針	・ 市域の北半分を占める丹沢山地は、自然公園法により制度上保全されていますが、これらは今後も引き続き多様な自然環境を保全し、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として位置付け、広域的な地域制緑地として、自然公園の指定の継続を図ります。

○ 農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域	
目 標	695.10 h a 42.91 m ² /人
方 針	・ 農業生産の場として、緑地の永続性が高いため、地域制緑地に位置付けていきます。

○ 保安林区域

保安林区域	
目 標	3,719 h a 229.57 m ² /人
方 針	・ 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、風致目的の保安林を位置付けていきます。



イ 条例等によるもの

(7) 整備目標

目標年次までに都市計画区域内の条例等による地域制緑地の市民一人当たり面積の目標を29㎡以上とします。

名称	平成30年 (2018)			令和7年 (2025)			増減 (ha)
	箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人	
自然公園	1 (1)	290.00 (290.00)	17.58 (17.20)	1	290.00	17.90	0
自然環境保全地域	3 (3)	167.10 (167.10)	10.13 (9.91)	3	167.10	10.32	0
樹林保全地区	20 (22)	9.66 (10.36)	0.59 (0.61)	22	10.36	0.64	0.7
保存樹木	22 (25)	29本 (32本)	— (—)	25	32本	—	—
生垣の設置	1 (1)	1.52 (1.51)	0.09 (0.09)	1 (1)	1.52	0.09	0
生き物の里	6 (3)	2.70 (1.53)	0.16 (0.09)	6	2.70	0.17	0
かながわのナショナル・トラスト緑地	1 (1)	5.64 (5.75)	0.34 (0.34)	—	—	—	△5.64
合計	32 (31)	476.62 (476.24)	28.89 (28.25)	33	471.68	29.12	△4.94

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止

※ () 内は、平成18年度の数値

※ 増減の基準は平成30年とします。

(イ) 整備方針

○ 自然公園

県立自然公園	
目 標	1箇所 290ha 17.9㎡/人
方 針	・ 弘法山を含む丹沢山地は、県立自然公園条例により制度上保全されていますが、これらは今後も引き続き多様な自然環境を保全し、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として位置付け、広域的な地域制緑地として、自然公園の指定の継続を図ります。





○ 自然環境保全地域

自然環境保全地域	
目 標	3 箇所 167.1 h a 10.32 m ² /人
方 針	・豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて保全することが必要な区域として、自然環境保全地域に指定されている、国定公園に接するスギ、ヒノキの植林地である3箇所（三廻部浅間山、菩提向山、田原・蓑毛）167.1ha を位置付けていきます。

○ 樹林保全地区

樹林保全地区	
目 標	22 箇所 10.36 h a 0.64 m ² /人
方 針	・秦野市みどり条例により樹林保全地区 9.66ha の樹林地を指定しており、条例の見直し等による制度の改善を行い、街中に残る樹林の保全について、一層の推進を図っていきます。

○ 保存樹木

保存樹木	
目 標	25 箇所 32 本
方 針	・秦野市みどり条例により保存樹木 29 本の樹木を指定しており、条例の見直し等による制度の改善を行い、樹木の保全について、一層の推進を図っていきます。

○ 生垣の設置

生垣の設置	
目 標	1 (697) 箇所 1.52 h a 0.09 m ² /人
方 針	・環境創出行為に伴う事前協議の中で設置を指導していきます。





○ 生き物の里

生き物の里	
目 標	6箇所 2.7ha 0.17㎡/人
方 針	・各地域の生き物の里管理団体等による草刈りや水路等の整備を実施し、生き物の里及びその周辺一帯の環境の保全再生に努めます。

○ かながわのナショナル・トラスト緑地

かながわのナショナル・トラスト緑地	
目 標	—
方 針	・トラスト緑地として5.64haが緑地保存契約されています。今後は、緑地保全の更なる担保性を確保するため、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。





(3) 都市緑化の推進

自然と人が共生するみどり豊かな都市の創造には、都市緑化を牽引する公共施設の緑化を始め、事業者及び市民との協働による施策の推進が必要となります。

行政・事業者・市民による緑化方針を掲げ、緑の保全と育成に対する理解と実践の促進を図っていきます。

ア 公共・公益施設の緑化

○ 公共施設の緑化

地域の緑の拠点として民間事業所の模範となるような緑化を推進します。また、オープンスペースのある公共施設は、多様な生き物の生息に配慮した工夫を行い、緑や生き物にあふれた環境を創出していきます。

○ 道路・駅前広場の整備

生き物の生息移動空間の形成にも配慮した、道路や駅前広場の緑化を推進し、街の景観の向上を図ります。また、生き物の移動空間としての緑の維持・拡大を図ります。

○ 公園・緑地の整備

水と緑のネットワークの拠点として、既存のみどりの構成要素を活用し、自然と人の共生を考慮した、個性ある公園や緑地の整備を推進します。また、整備にあたっては、意見公募や検討会により、市民の多様な要望を取り入れていきます。

○ 河川緑地の整備

河川を身近に感じられるものとするため、河川の改修・整備の際には、河川敷の親水化等を促進するとともに、河川周辺の草地や樹林地などについて、自然景観の貴重な要素、また豊かな生物相の緑地として保全していきます。また、河川沿いの公共施設や宅地では市民の協力を得ながら緑化を進め、水と緑とが一体となったレクリエーション空間、生き物の移動空間を形成します。

○ 水辺の整備

全国名水百選に選定されている「秦野盆地湧水群」及びその周辺緑地を含む水辺の整備、里地里山に接する谷戸田を生き物の里に指定し、保全管理を図ります。





○ 水とみどりのふれあい軸の保全・形成

本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、つながりのある水とみどりの軸を形成します。

イ 民有地の緑化

○ 工業系地域の緑化

盆地のほぼ中央に集中する工業系地域の工場や事業所の緑化を促進し、地下水かん養の促進をするとともに、うるおいとやすらぎのあるまちなみの形成を図ります。

事業所などに対する緑化思想の普及啓発事業と合わせ、地域の環境の向上に貢献できる緑化の事例を示す施策を展開し、開発行為時に限らない自主的な緑化を促進します。

緑化指導の対象となる環境創出行為の規模や指導の内容について検討し、郷土樹種である照葉樹の植栽や景観・生き物の生息環境に配慮した緑化を指導します。

○ 商業系地域の緑化

限られた空間を生かした緑化を進め、みどりに包まれたうるおいと活気のある商店街の創出を図ります。

屋上・壁面・ベランダなどの利用により、花や樹木を用いた明るい華やぎのある空間を作り出します。さらに、主要な交差点や歩道沿いにスポット的にシンボルツリーの植栽や花壇を設置するなど、景観の向上を図ります。

商業地の整備を行うときは、買い物に訪れた人の憩いの場としてポケットパークを設置するなど、ゆとりの空間の確保を推進します。

○ 住居系地域の緑化

緑被率の向上を目的とした樹木の植栽を行うだけでなく、ベランダを始めとした限られたスペースを利用して草花の植栽など、景観に配慮した効果的な緑化を促進し、安全で快適なうるおいある住宅地を形成していきます。

○ その他の民有地の緑化

市街化区域とその周辺の農地を保全・活用することにより、緑地としてのさまざまな機能を十分に発揮させていきます。

森林や里地里山の保全再生に取り組み、緑の公益的機能の維持拡大





を図り、自然公園の良好な自然環境の維持に努めていきます。

傾斜地や丘陵地における開発行為に対しては、景観の保全の観点からも、地域の特性に応じて高い割合の緑地を残せるよう、設計段階から保全計画を取り入れ、また施工方法にも配慮を行い、緑地保全型の開発となるよう誘導します。また、保全された緑地は、事業主と緑地協定を締結するなど、その担保性を高めるための配慮を行います。

ウ 市民参加による緑化

○ 団体の育成、支援

地域の緑化を進める団体や都市公園の美化及び維持管理を行う団体に対し、補助金等による支援を継続するとともに、新たな団体の育成を図り、住民活動の輪を広げ、みどりの基本計画推進の円滑化を図ります。

また、緑に限らず、生物・湧水などの保全活動や農林業の振興など、みどりの保全と創造にかかわる様々な個人・団体に対して、関係機関との連携を図りながら支援を行います。

秦野市みどり基金は、本計画を推進するための重要な財源であるため、効果的なPRを行うことにより、市民・事業者の理解と協力を得て一般寄附の増額に努めるとともに、原資の有効な活用を図っていきます。公園里親制度により、公園の花壇や広場の管理をする団体に対して、花の苗や物品の支給等の支援を行います。花のまちなみ推進事業により、花や緑があふれる「まちの美観」の創造を支援します。



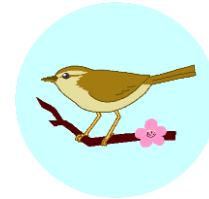
市の木「さざんか」
City Tree
“The Sasanqua”

昭和 47 年(1972 年)4 月 1 日制定



市の木「こぶし」
City Tree
“The Magnolia”

平成 17 年(2005 年)4 月 23 日制定



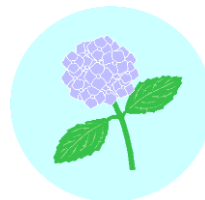
市の鳥「うぐいす」
City Bird
“The Bush Warbler”

昭和 47 年(1972 年)9 月 1 日制定



市の花「なでしこ」
City Flower
“The Wild Pink”

昭和 47 年(1972 年)4 月 1 日制定



市の花「あじさい」
City Flower
“The Hydrangea”

平成 17 年(2005 年)4 月 23 日制定





○ 啓発事業

「はだのみどりの月間（4月29日～5月31日）」を始めとした各種の緑化イベントを拡充し、市民の緑化意識の高揚を図ります。

「くずはの家春・秋のつどい」、「市民の日」を緑化思想普及のための事業に位置付け、緑化コーナーの充実を図ります。

○ 環境教育・学習

森林・河川・湖沼・畑などの自然環境とのふれあいを通して、みどりの関心を高めることにより、市民のみどりの重要性や役割などに対する理解を深めていきます。

「くずはの広場」、「蓑毛自然観察の森」、「県立秦野戸川公園」については、自然観察の拠点として位置付け、利用の促進を図ります。

「くずはの広場」の中心的な施設である「くずはの家」において開催している探鳥会・昆虫教室・植物観察会などの充実を図り、より多くの市民の参加を得るように努めます。

また、里地里山の保全再生及び林業思想の普及の場として、「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」の活用を図ります。



○ かながわのナショナル・トラスト運動による緑地保全

「公益財団法人かながわトラストみどり財団」と「かながわトラストみどり基金」が一体となって展開しているかながわのナショナル・トラスト運動による緑地保存地域第1号として、昭和61年に葛葉川周辺の緑地が指定され、約5.64haについて土地所有者の理解と協力が得られ保存契約が締結されています。





この葛葉緑地は、秦野の市街地を東西に走る国道246号北側にあり、うっそうとした樹林地で、樹林の中を葛葉川が大きく蛇行して流れ、市街地にありながら峡谷の様相を呈した貴重な自然環境であり、公益財団法人かながわトラストみどり財団、県、市及び市民が一体となって緑の保全に努めていきます。

(4) はだの一世紀の森林づくり構想

市民と行政が協働して里地里山の保全再生や水源の森林づくりに取り組むとともに、市街地の身近なみどりを創出します。50年かけて荒廃した森林を再生し、さらに50年かけて整備された森林をつくることにより、人と自然が共生した秦野らしさのある魅力ある都市づくりの構想を策定します。

ア 里山林の保全再生

○ 里山林の再生、整備

里山は、農林業の場、薪炭資源の場として、人により管理活用された二次的自然でしたが、葉タバコ栽培の終了とともに人の手が入らなくなり、荒廃化が進んでいます。先人たちの里山を管理する智恵や技術にならい、地域住民主体による、NPO・行政・専門家との協働による里地里山保全再生活動を推進します。

○ 団体の育成、支援

里山保全整備団体への支援や公的管理による里山林の保全整備を進め、市民ボランティアによる保全再生の体制づくりを図ります。また、団体間の交流を促進し、連携を図ります。

○ 森林づくり

「植樹・育樹・活樹」をスローガンに各種の保全活動や間伐材の利活用を推進し、引き続き、森林の恩恵を受けることができるよう、持続性のある森林づくりに取り組みます。

イ 水源の森林づくり

○ かながわ水源の森林づくり事業

森林の持つ水源かん養、災害防止等の公益的機能を高めるため、水源エリアの森林を、かながわ水源の森林づくり事業の促進により、保全整備します。

○ 林業の育成

林業活性化のため、公共施設等での間伐材の活用促進や秦野産木材の普及推進を図ります。

ウ 都市緑化の推進

市街地において、公共・公益施設の緑化を推進するとともに、工場や寺社等の民有地の緑化を促進し、身近なみどりを創出します。

エ 森林保全意識の高揚

「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」を拠点とし、森林・里山にふれあう事業を推進します。





(5) 重点的に緑地の保全に配慮が必要な地区（保全配慮地区）

重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）は、風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点などの都市における緑地の状況などを勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置付け、その地区内で講じる緑地保全施策などを即地的に定めるものです。

ア 保全配慮地区の設定

丹沢山地とともに秦野盆地を形成している渋沢丘陵は、震生湖や全国名水百選「秦野盆地湧水群」の湧水地、いにしえからの信仰を秘めてまつられている寺社、里地里山の景観を残す集落、ボランティアの手によって再生されつつある里山等が点在し、市街地に近接する緑地であるにもかかわらず、懐かしいふるさとの景観を有しています。

また、大磯丘陵にある他の自然環境保全地域へと続くクヌギ・コナラの二次林は、小動物や昆虫、鳥類の貴重な生息・生育地となっています。

これらのみどりを育てている渋沢丘陵^{*}の緑地を保全するため、渋沢丘陵保全配慮地区を指定を検討します。（約750ha）

^{*}「渋沢丘陵」

大磯丘陵の一部で、渋沢西断層（1.7km）と渋沢東断層（5.4km）からなる渋沢断層に沿って形成された丘陵をいう。

イ 緑地として位置付けられるもの

緑地の保全のため、地区内の施設緑地の維持及び拡充に努め、新たな地域制緑地として、市街化区域に隣接し、動植物の生息地又は生育地としての特性を持つ一定範囲以上の緑地を、特別緑地保全地区として指定を検討します。

公共施設緑地	景観、文化財、観光要素として貴重な資源である震生湖の自然環境を保全・活用していくため、震生湖周辺整備を推進します。地域のスポーツ振興の場として、栃窪スポーツ広場（1.00ha）、渋沢中学校（2.99ha）を位置付けます。
民間施設緑地	環境創出行為に伴いプレイロットや緑地の整備を指導します。
地域制緑地	貴重な動植物の生息環境の保全のため、特別緑地保全地区の指定を検討していきます。 保安林区域と農業振興地域農用地区域の指定を継続します。 生き物の里（渋沢・峠）の指定を継続し、地域との連携による保全活動を推進します。





ウ 施策として位置付けられるもの

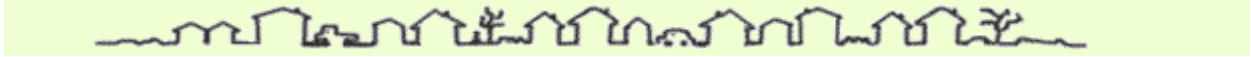
恵まれた眺望と震生湖や秦野盆地湧水群といった観光資源を利用したハイキングコースの周辺整備をしていきます。

二次林を活用した里山保全活動を通じ、里地里山の保全再生及び環境学習の場の提供に努めます。

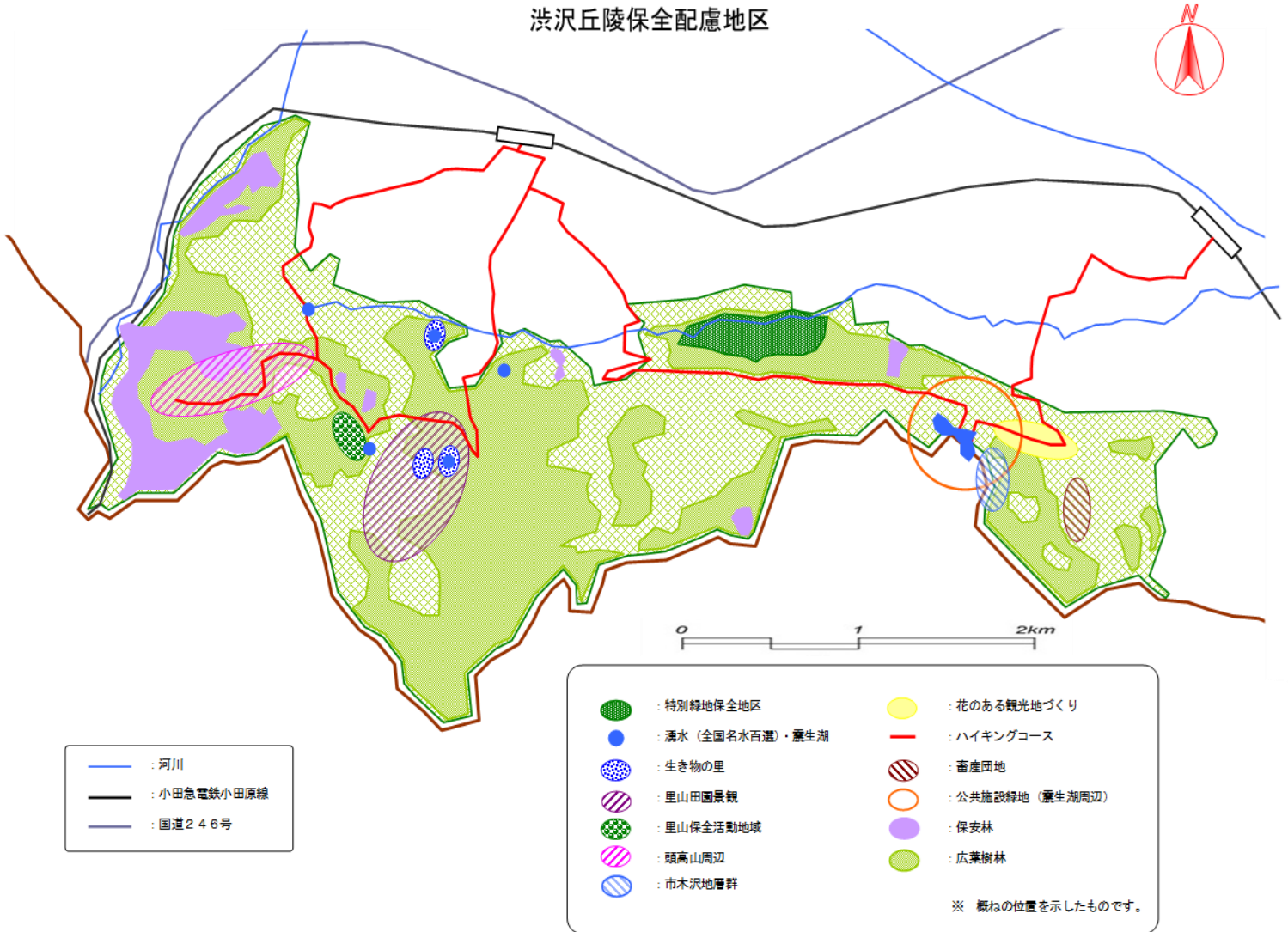
農業・畜産の振興を支援することで、広がりを持った農地景観と付随する農家景観を保全していきます。

頭高山周辺整備事業	山頂広場整備(立木間伐、四阿(休憩所)等の設置)を進めます。広域的なハイキングコースの検討及び整備を進めます。
花のある観光地づくり	市内遊休農地において推進します。
里地里山の保全再生	ボランティア団体による里山林保全整備の支援により、多様な動植物の生息環境の保全と環境学習の場として保全・再生していきます。
景観形成	農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用していきます。





渋沢丘陵保全配慮地区計画図





(6) 重点的に緑化の推進を図る地区（緑化重点地区）

都市緑化施策を総合的に推進していくには、本市の全域にわたって、各施策を展開していくこととなりますが、効果的・効率的な緑づくりにより快適な都市環境の創造を図るためには、重点的に実施することが必要となります。

緑化の推進を重点的に図るべき地区（以下「緑化重点地区」という）は、計画の実現に向けて緑の保全・整備・創造等の施策を推進するモデル地区としての役割を担うものです。この趣旨から次のような要件を有する場所が想定されます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 駅前、官庁など都市のシンボルとなるような地区② 緑による質の高い環境整備に対する住民の意識が高く、特に緑の少ない住宅地、緑化の推進に関して住民意識が高い地区③ 具体的な面的開発事業が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区④ 緑地の配置計画上、緑地の不足を補うために重点的な緑化を推進する必要がある地区⑤ 都市の風致の維持が特に重要な地区 |
|--|

ア 緑化重点地区の設定

本市の顔となるようなアピール性を持つ場所、整備事業などが計画又は実施中であり、「まちづくりにあわせた緑化の推進が図られるべき場所」という観点から、以下の3地区を緑化重点地区として設定します。
(200ha)

(7) 水無川北側の市役所周辺

駅前、官公庁など都市のシンボルとなるような地区という視点から位置付けます。(55ha)

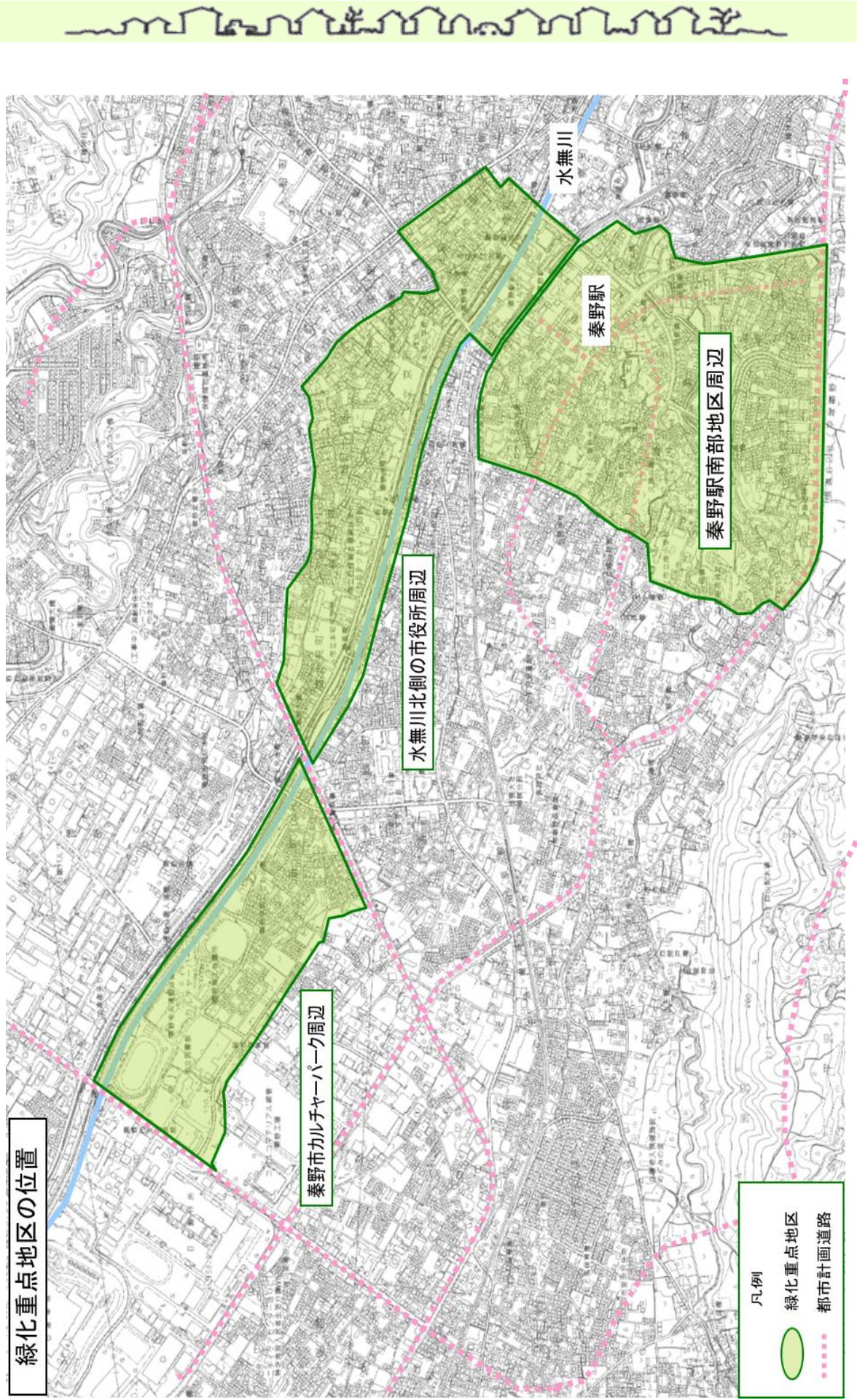
(4) 秦野駅南部地区周辺

具体的な面的整備が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区という視点から位置付けます。(100ha)

(ウ) 秦野市カルチャーパーク周辺

風致の維持が特に重要な地区で、緑地の配置計画上、重点的な緑化を推進・保全をする必要のある地区という視点から位置付けます。
(45ha)







イ 水無川北側の市役所周辺（55ha）

（ア） 現況

秦野駅北側の商店街と市役所・小学校・中学校などの公共・公益施設が集中しており、本市の核となる地区です。

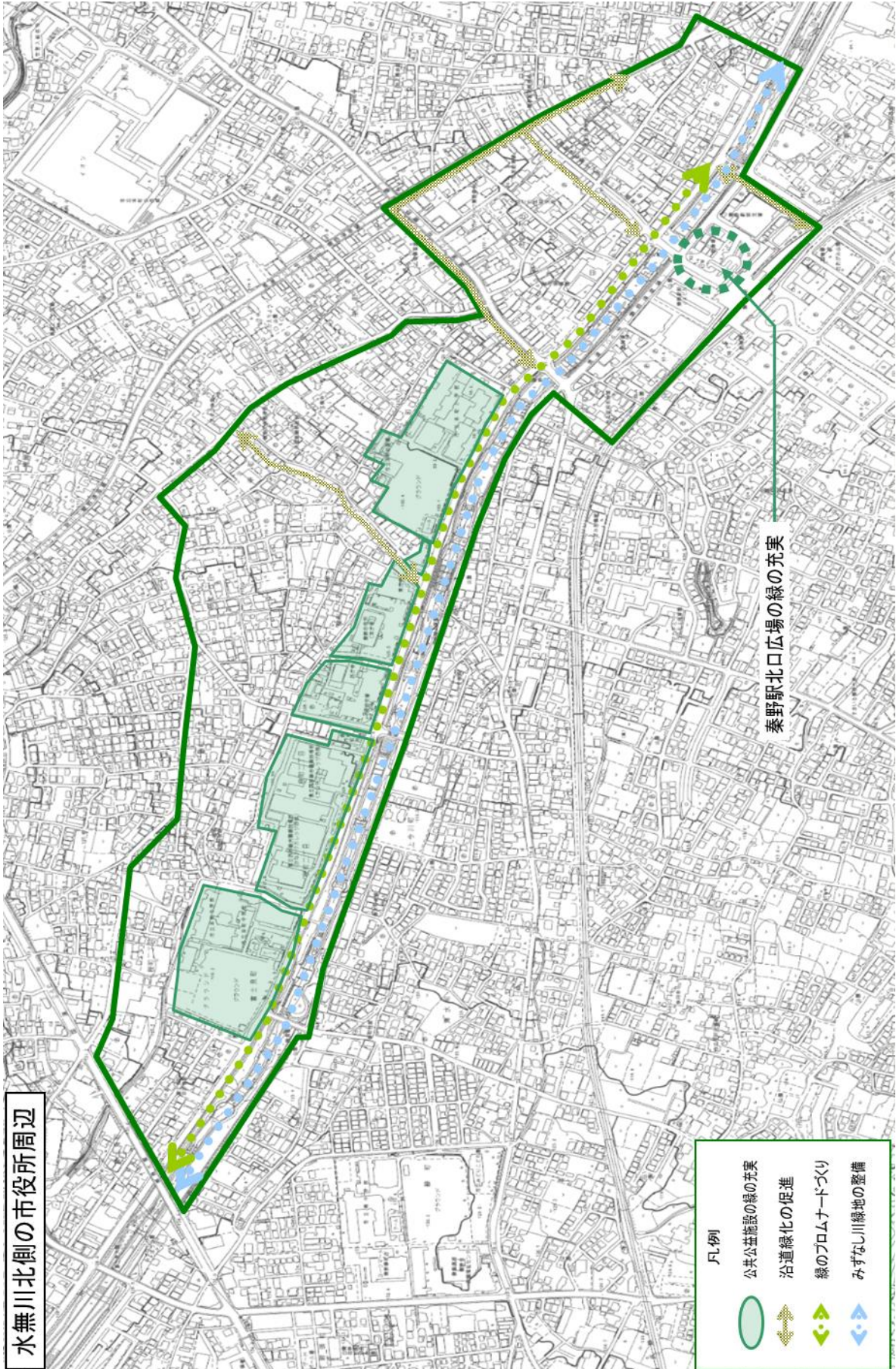
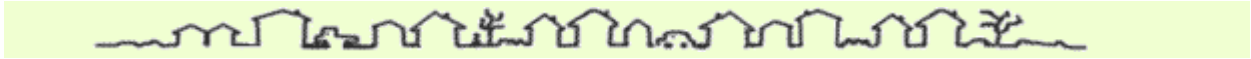
（イ） 課題

- ・公共施設や公益施設が多くありますが、限られた空間の中で緑地を効果的に配置する必要があります。
- ・本市の核として魅力ある都市空間の創造のため、街並みの景観と調和した緑の充実が必要です。
- ・商店街は、緑は比較的多くありません。また、商業系地域でのマンション建設が増えています。

（ウ） 整備方針

- ・公共施設や公益施設が接しているところが多くあるので、全体の敷地を一体として考え、緑地が効果的な配置となるよう、互いに整備と管理について協力することにより、連続したオープンスペースの創出に努めます。
- ・公共施設や公益施設の接道部の緑を充実し、歩道の緑と一体化し、ボリュームのある緑のプロムナードづくりを進めます。
- ・「水とみどりあふれる秦野」の玄関口としてふさわしい景観を形成するため、秦野駅北口広場の緑の充実を図ります。
- ・緑の少ない商業系地域では、壁面緑化やプランターを用いて、連続性や一体感のある沿道の緑化を促進します。
- ・商業地のまちづくりでは、買い物に訪れた人の憩いの場としての街角広場など、ゆとりのある空間確保を推進します。
- ・道路整備にあたっては、できる限り緑化空間を確保し、街路樹等による緑化に努めます。







ウ 秦野駅南部地区周辺（100ha）

（ア） 現況

秦野駅南側の秦野駅南部（今泉地区含む。）及び今泉台特定土地区画整理事業区域を含む地区です。また、秦野盆地の扇状地の南端部分に位置し、全国名水百選「秦野盆地湧水群」の代表的な「弘法の清水」や「荒井湧水」などの湧水地があります。

湧水を活用した「今泉名水桜公園（今泉湧水池）」や「いまいずみほたる公園（向原湧水）」があります。

（イ） 課題

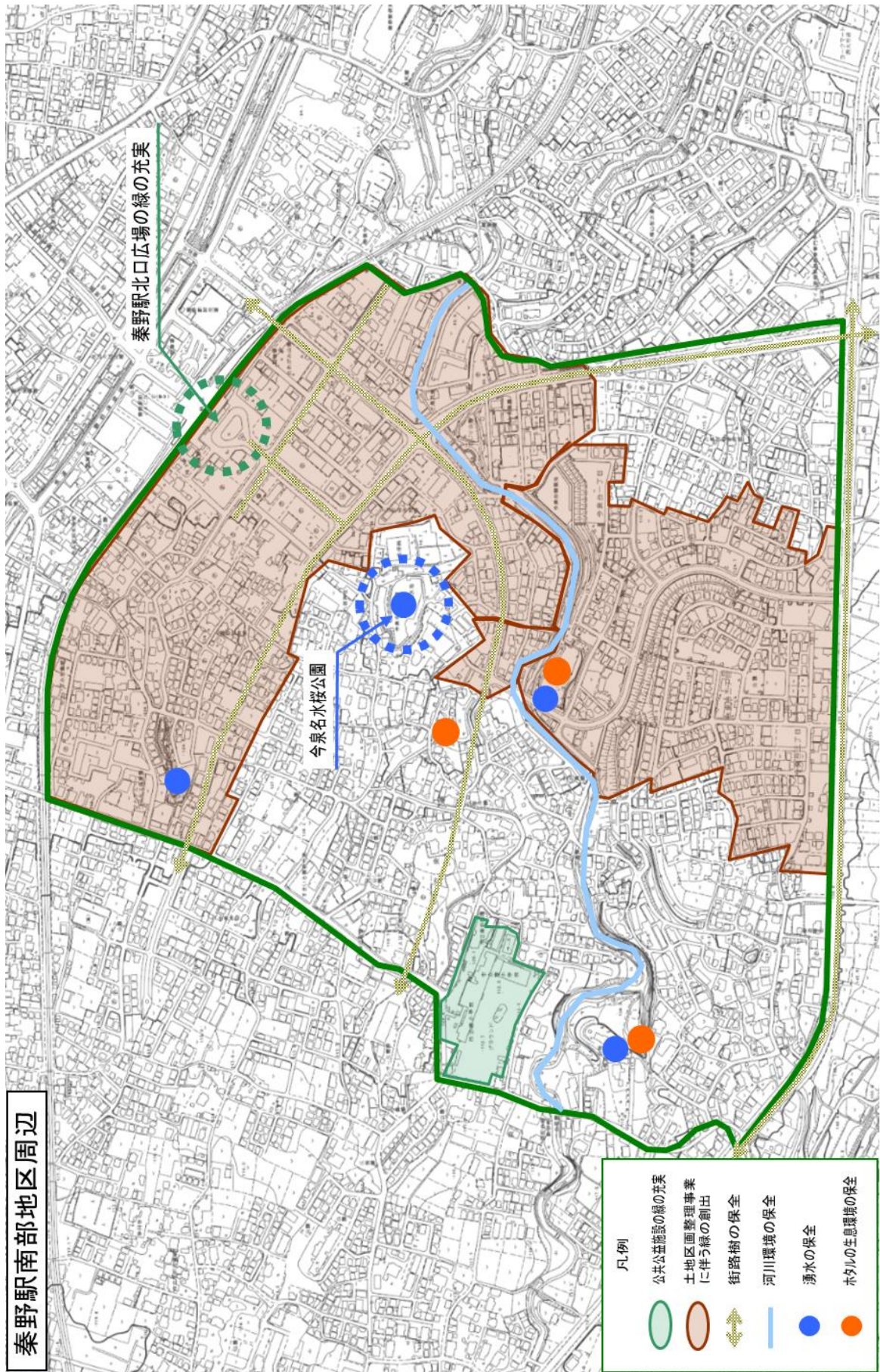
- ・湧水地の大部分が未整備です。
- ・良好な住環境を形成するために豊かなみどりを創る必要があります。

（ウ） 整備方針

- ・湧水を生かしたまちづくりを推進し、住民の憩いの場とします。
- ・ホテルなどの生息する湧水地を保全し、ビオトープネットワークの創造をしていきます。
- ・住宅地は、景観の向上や防災の観点から、生垣の設置や花のまちなみ推進事業による連続性や一体感のある緑化を促進します。



秦野駅南部地区周辺





エ 秦野市カルチャーパーク周辺（45ha）

（ア） 現況

市域の文化活動、スポーツ活動の振興を目的として運動公園・図書館・総合体育館・文化会館があり、緑の中の文化・スポーツゾーンの象徴として整備されています。また、工業系地域の平沢テクノパークが含まれます。

秦野市カルチャーパークと並行して流れる水無川の河川敷は、高水敷の芝生化、渡渉石の設置などみずなし川緑地として整備され、散策路や市民の日の会場として活用されています。

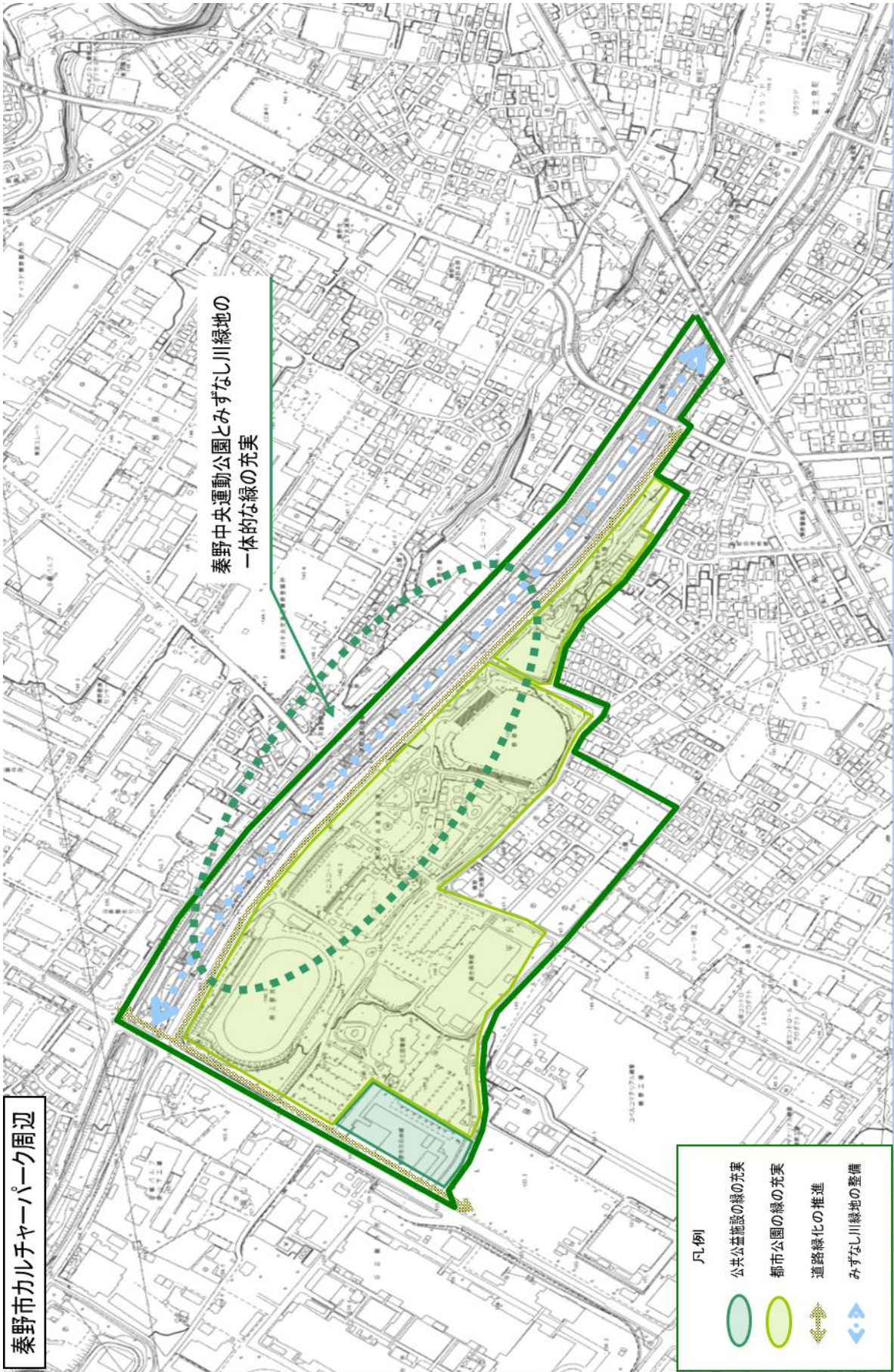
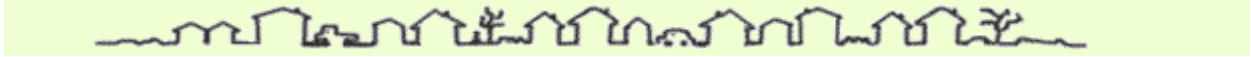
（イ） 課題

- ・生物の生息に配慮した緑化を進め、市街地におけるビオトープの拠点として、緑の充実を図る必要があります。
- ・より豊かにみどりを感じることができ、生物の生息空間としても機能するよう、秦野市カルチャーパークの緑と一体的な緑化を推進する必要があります。

（ウ） 整備方針

- ・秦野市カルチャーパークをはじめとした公共施設の緑を充実し、特に生物の生息に配慮した緑化を進め、市街地におけるビオトープの拠点としていきます。
- ・新たなまちづくりでは、秦野市カルチャーパークの緑と一体的な緑を推進し、連続するみどり豊かな空間を創出していきます。
- ・工場地域の事業所では、接道部及び敷地境界の緑化の充実を図り、連続性のある緑の創出を促進します。
- ・住宅地は、景観の向上や防災の観点から、生垣の設置や花のまちなみ推進事業による連続性や一体感のある緑化を促進します。





5 地区別の方針

地区別の計画は、身近な地区レベルでの問題や課題に対応するため、土地利用の状況・資源・特色のまとまりとして市域を次の8つの地区に区分して、その地区のみどりの現状や課題を分析し、地区ごとに個性と魅力あるみどりあふれるふるさと秦野の将来方向を示すものです。

地区区分





(1) 本町地区

ア 地区の概要とみどりの現状

本町地区は商店街や大型小売店舗が立地し、市役所を始めとした各種公共・公益施設も充実した本市の中心市街地となっています。

地区内には水無川、金目川、葛葉川が流れ、ホタルや水鳥の生息場所となっています。東側には弘法山などの豊かな自然があります。地区東部及び南部等には農地が広がっています。

しかし、身近な公園などのオープンスペースが不足しています。また、西側の工業地帯では住宅地と工業地が混在しており、環境への配慮が求められています。

イ 課題

- 水無川、葛葉川、弘法山などの自然環境資源の適切な保全・活用
- 身近な公園などのオープンスペースの確保
- 農地の保全

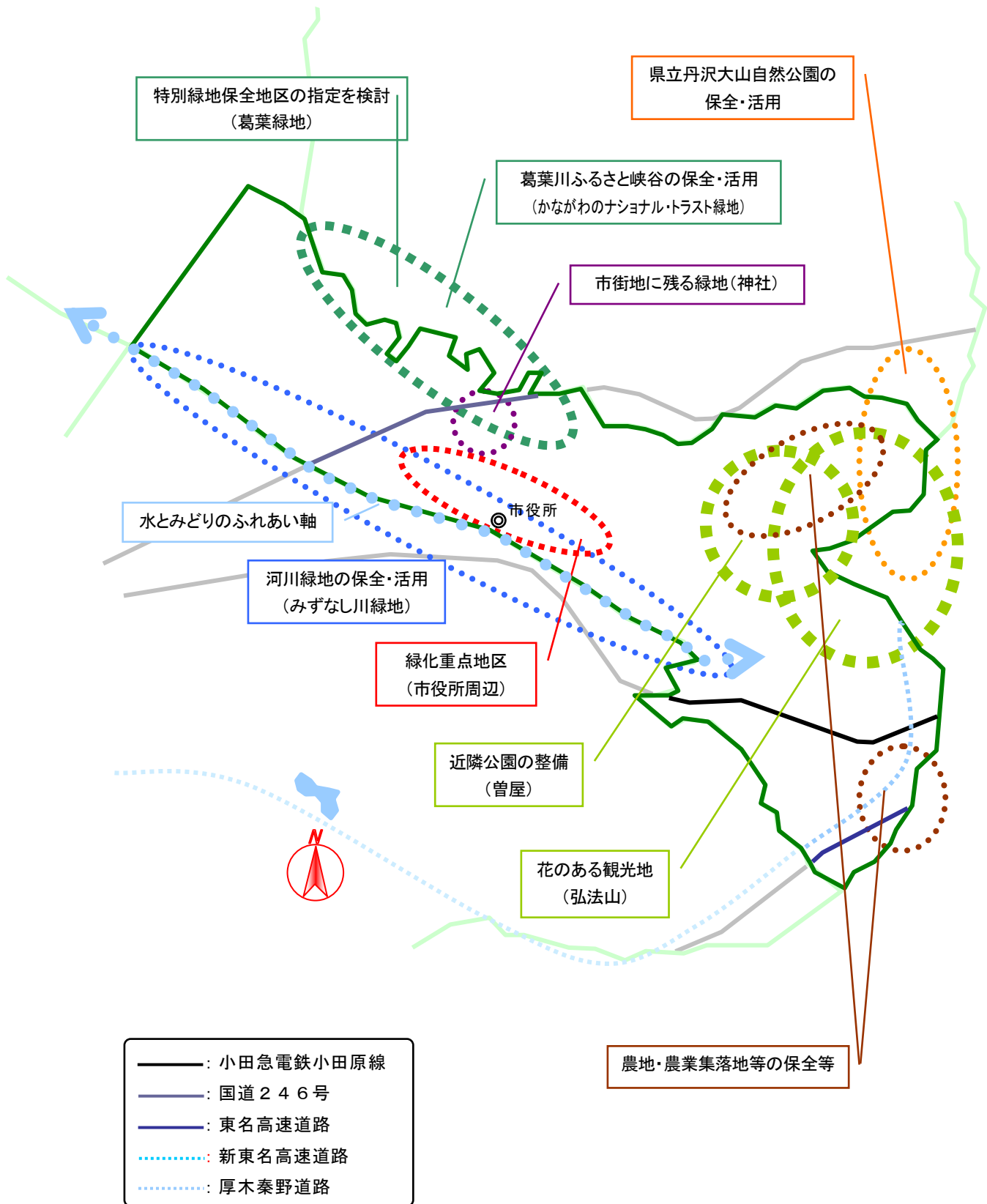
ウ 方針

- 県立丹沢大山自然公園の保全・活用
 - ・うるおいづくりの空間として保全・活用を図ります。
- 「みどりネットワーク」の保全・維持
 - ・水無川とその川辺に整備されている河川緑地の維持・保全を図ります。
 - ・みずなし川緑地の保全・活用を推進します。
 - (水とみどりのふれあい軸)
- 葛葉川ふるさと峡谷の保全・活用
 - ・市街地に近接した身近な自然体験ゾーンとして活用を図ります。
 - ・特別緑地保全地区指定の検討をします。
- 弘法山の保全・活用
 - ・良好な生物生息空間、市街地からの眺望対象として保全を図ります。
 - ・弘法山周辺農地を活用した花のある観光地づくりを推進します。
- 市街地に残る良好な緑地の保全
 - ・曾屋神社・曾屋配水場跡地などの市街地に残る良好な緑地の保全を図ります。
- 身近な公園の整備
 - ・面的な整備を行う場合には、身近な公園の整備を図ります。
- 農地の保全等
 - ・地区東部及び南部等の集団的な農地等は生産環境の向上及び保全に努め、市街化区域内の農地は生産緑地制度の活用等により農地の保全に努めます。





本町地区方針配置図





(2) 南地区

ア 地区の概要とみどりの現状

南地区は小田急線秦野駅を中心に市街地を形成し、秦野市カルチャーパークには、秦野中央運動公園や文化会館、図書館、総合体育館など本市の文化・スポーツ施設が集積しています。秦野駅南部を始めとして、土地区画整理事業により市街地が整備されています。

弘法の清水や荒井湧水などの湧水が点在し、その南側には震生湖や渋沢丘陵の豊かな自然が広がっています。地区内を流れる室川沿いには良好な樹林地があるほか、ゲンジボタルの生息がみられます。市街地内には多くの生産緑地があります。

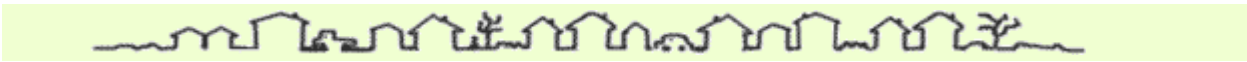
イ 課題

- 農地や渋沢丘陵の斜面緑地の保全
- 水無川、震生湖、湧水群などの水環境の適切な保全・活用
- 沿道の緑化などによる市街地内の緑の創造

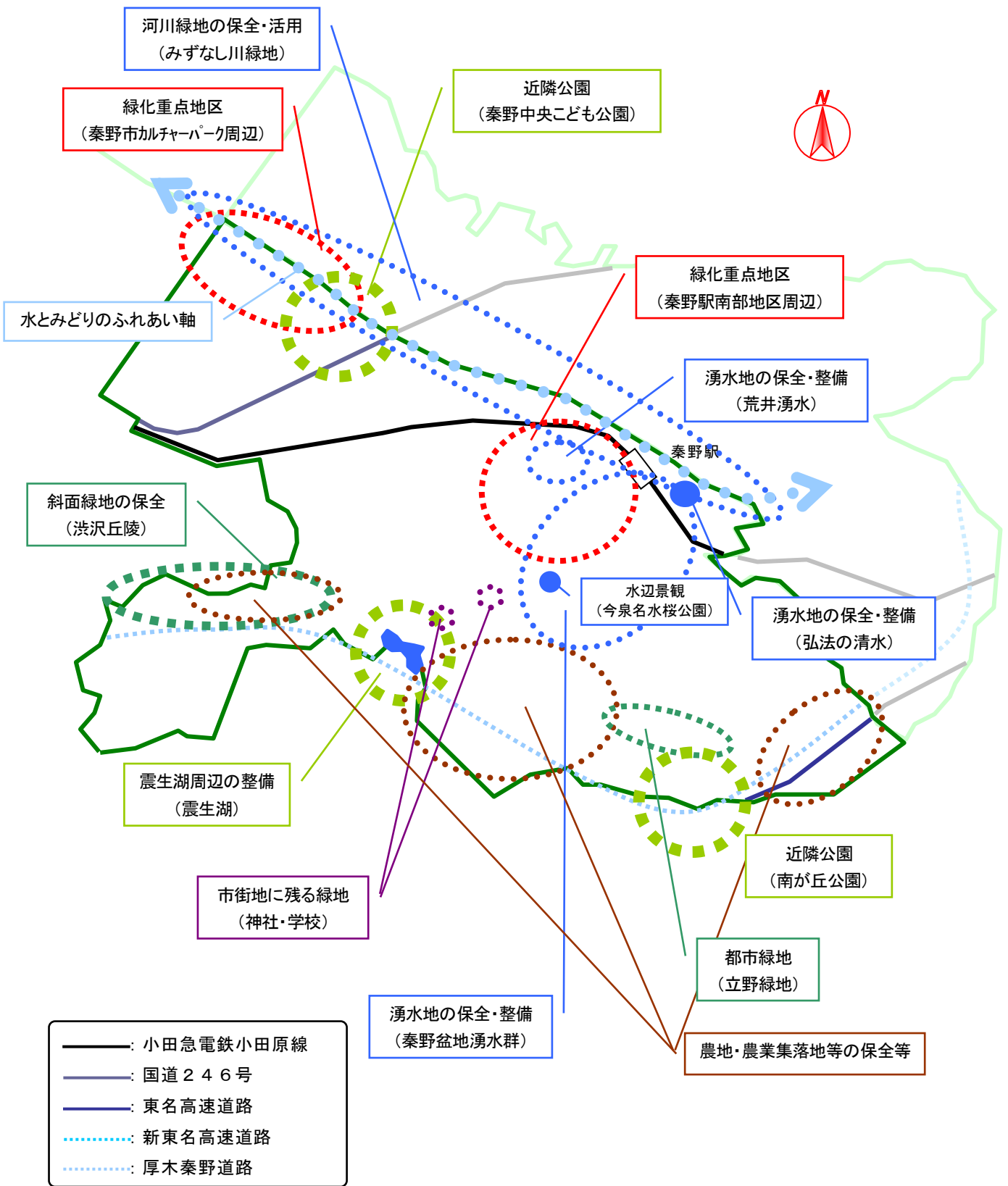
ウ 方針

- 渋沢丘陵の保全
 - ・景観上重要となる斜面緑地の保全・活用を図ります。
 - ・ボランティア団体等による里山林の保全活動に対して支援します。
 - ・豊かな自然がもつ機能と魅力を生かし、環境への負荷が少ない、環境と共生した土地利用が検討されております。
- 「みどりネットワーク」の保全・維持
 - ・水無川とその川辺に整備されている河川緑地の維持・保全を図ります。
(水とみどりのふれあい軸)
- 湧水・谷戸田の保全・活用
 - ・弘法の清水周辺の再整備を進めます。
 - ・多様な生物の生息環境として湧水地や谷戸田を保全する「生き物の里」に指定するとともに、自然とふれあうことのできる場として活用を図ります。
 - ・多様な生物の生息環境として湧水地や谷戸田を保全する「生き物の里」に指定するとともに、自然とふれあうことのできる場として活用を図ります。
- 震生湖周辺整備の推進
 - ・景観、文化財、観光要素として貴重な資源である震生湖の自然環境を保全・活用していくため、震生湖周辺整備を推進します。
- 市街地に残る良好な緑地の保全
 - ・室川沿いの溪谷の緑や白笹神社周辺の緑、南小学校のソメイヨシノなど、市街地に残る良好な緑地の保全を図ります。
- 農地の保全等
 - ・営農環境を維持するため、農地の保全に努めます。





南地区方針配置図





(3) 東地区

ア 地区の概要とみどりの現状

東地区は丹沢から続く樹林地や農地が広がり、市街地は比較的地形の緩やかな地区の南側に広がっています。

地区北部及び東部は丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の指定により自然環境が保護され、市街地周辺には豊かな田園風景が広がっています。その中に東田原中丸遺跡や源実朝公御首塚などの歴史資源が数多く存在するほか、春嶽湧水や護摩屋敷の水など、湧水も豊かです。首都圏自然歩道やハイキングコースが設定され、また自然観察の森があり、丹沢の自然とのふれあいを楽しむことができます。しかし、丹沢の植林地の荒廃や野生動物による農作物への被害がみられます。地区南部の住宅地の中に葛葉峡谷のまとまった緑が残されています。

イ 課題

- 丹沢の自然の適切な保全・活用
- 歴史的・文化的資源と一体となったみどりの保全
- 葛葉川ふるさと峡谷の保全・活用
- 農地の保全・有効活用

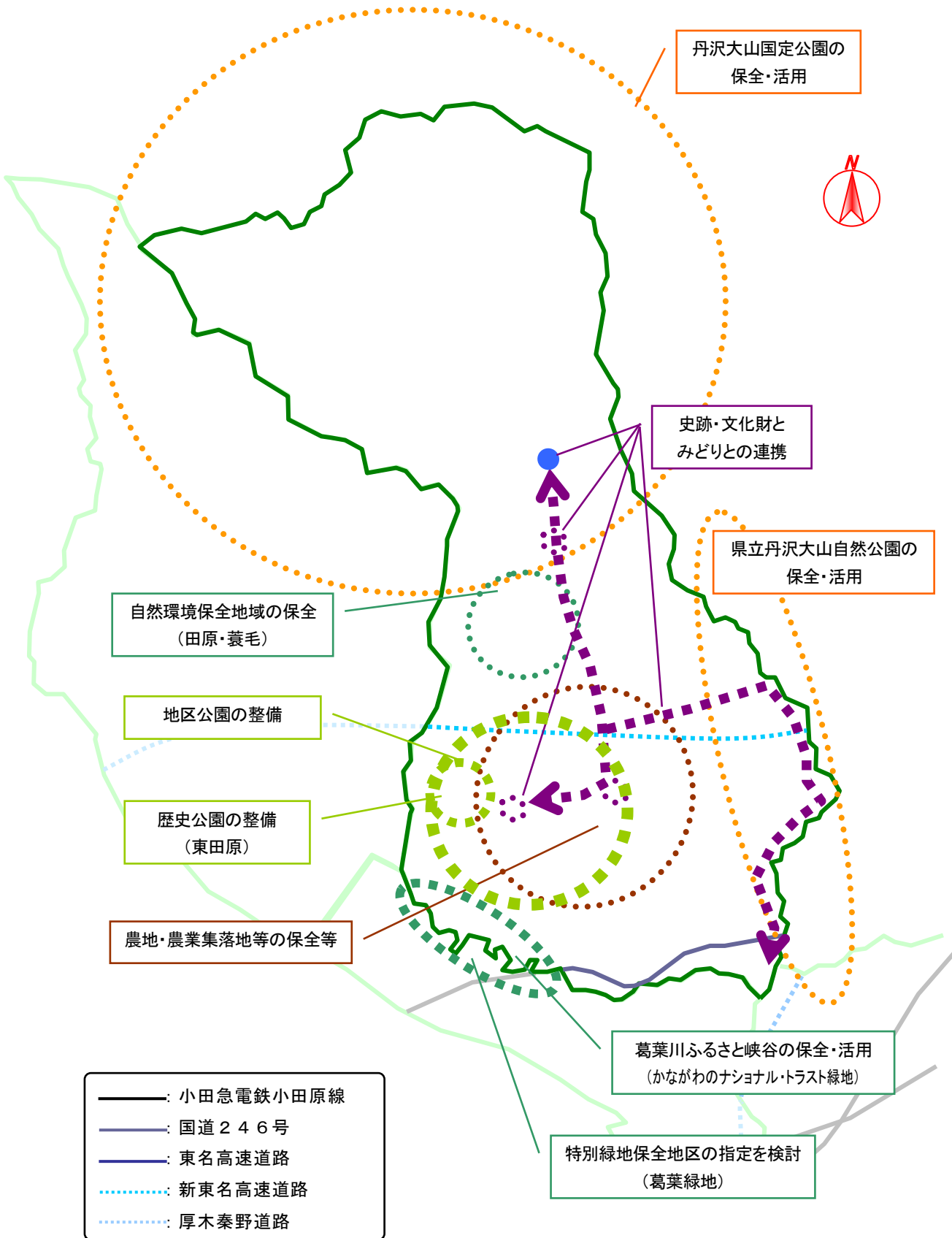
ウ 方針

- 丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園の豊かな緑地の保全・活用
- 地区内の史跡・文化財とみどりとの連携を図った活用
 - ・源実朝公御首塚・東田原中丸遺跡・大日堂等の地区内の史跡・文化財を保護し、一体となったみどりを保全・活用することによって、秦野の歴史・文化を感じることでできる空間づくりを進めます。
 - ・地区内の自然環境資源と歴史的・文化的資源を結ぶハイキングルートの整備を図ります。
- 葛葉川ふるさと峡谷の保全・活用
 - ・市街地に近接した身近な自然体験ゾーンとして活用を図ります。
 - ・特別緑地保全地区の指定を検討します。
- 里地里山の保全再生
 - ・ボランティア団体等による里山林の保全活動に対して支援します。
 - ・農林業団体等が、ヤマビル対策として行う林内整備に対して支援します。
- 農地の保全等
 - ・田原ふるさと公園の活用を推進し、市民の農業に対する理解や都市住民との交流を深める場を創出します。
 - ・集団的な農地等は生産環境の向上及び保全に努め、市街化区域内の農地は生産緑地制度の活用等により農地の保全に努めます。





東地区方針配置図





(4) 北地区

ア 地区の概要とみどりの現状

北地区は土地利用の約75%が樹林地・農地等で、丹沢の森林や農地が広がる良好な自然景観となっており、石仏などの歴史的資源が点在しています。

地区内を流れる葛葉川や新田川は良好な河川環境を有しており、ホタルやカモなどの生息環境となっています。地区西部では、丹沢の自然を活用した広域公園となる県立秦野戸川公園があります。

イ 課題

- 丹沢の自然の適切な保全・活用
- 水無川等の良好な河川環境
- 里地里山や農地の保全・有効活用

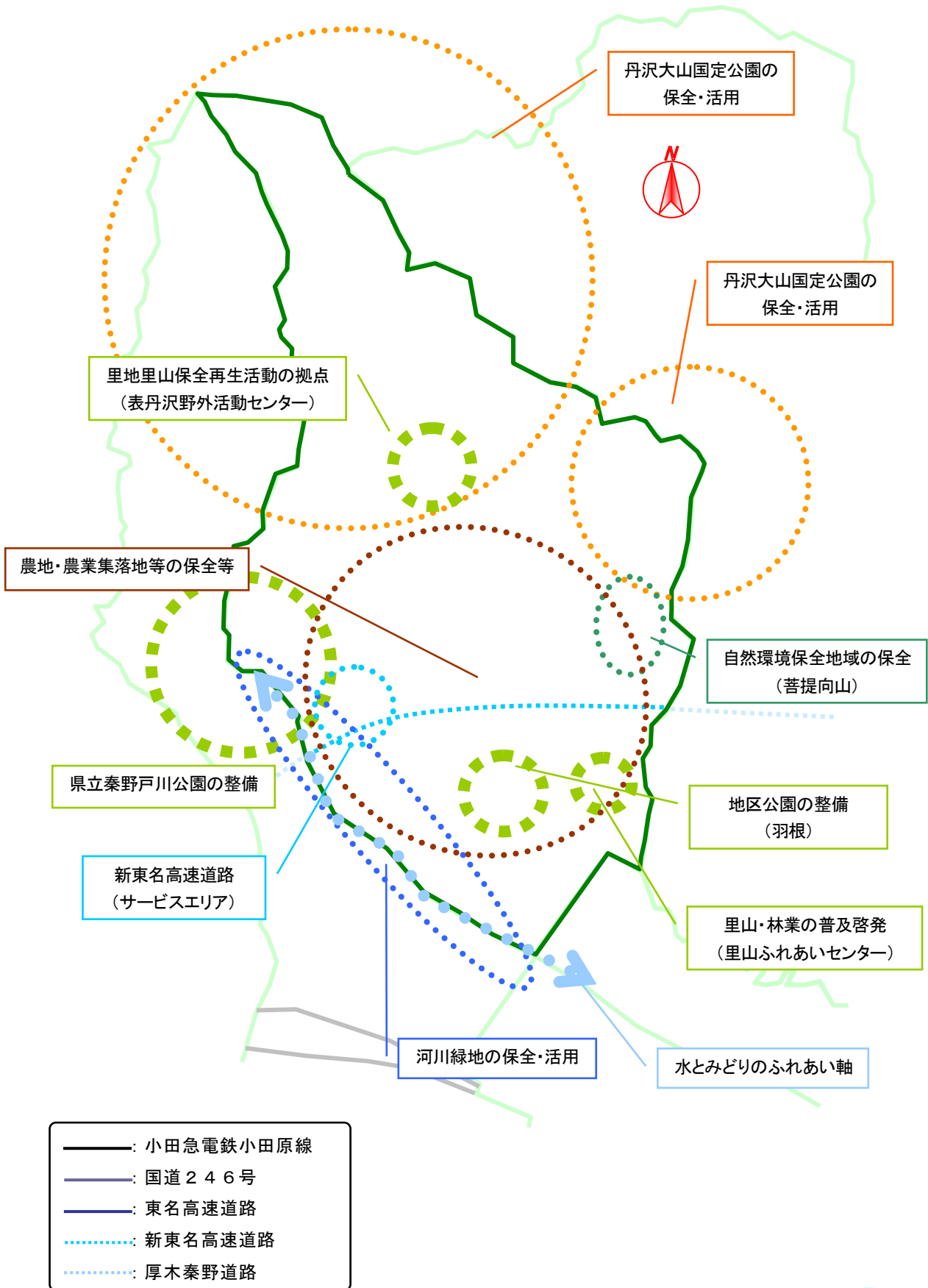
ウ 方針

- 丹沢大山国定公園の豊かな緑地の保全・活用
- 「みどりネットワーク」の保全・活用
 - ・水無川とその川辺に整備されている河川緑地と県立秦野戸川公園との連携を図ることにより活用を図ります。(水とみどりのふれあい軸)
- 県立秦野戸川公園の整備
 - ・丹沢の自然や周囲の田園景観を生かし、地域の文化や自然とふれあうことのできる公園として整備を促進します。
- 里地里山の保全再生及び林業思想の普及
 - ・「里山ふれあいセンター」「表丹沢野外活動センター」における里地里山の保全再生活動及び林業思想の普及を推進します。
 - ・ボランティア団体等による里山林の保全活動に対して支援します。
 - ・農林業団体等がヤマビル対策として行う林内整備に対して支援します。
- 農地の保全等
 - ・家族で気楽に楽しむことのできる観光農業等を推進します。
 - ・集団的な農地等は生産環境の向上及び保全に努め、市街化区域内の農地は生産緑地制度の活用等により農地の保全に努めます。





北地区方針配置図





(5) 大根地区

ア 地区の概要とみどりの現状

大根地区は、秦野盆地の外にあり、弘法山の南面に位置し、市街地を取り囲むように樹林地や農地が広がっています。

地区内には、東海大学や東海大学前駅があり、駅周辺は商業地となっています。

弘法山は、大根地区のシンボリックな緑地となっっていますが、森林の荒廃や野生動物による農作物への被害がみられます。

イ 課題

- 弘法山の保全・活用
- 社寺林の保全
- 農地の保全
- 緑豊かな駅前空間の創出

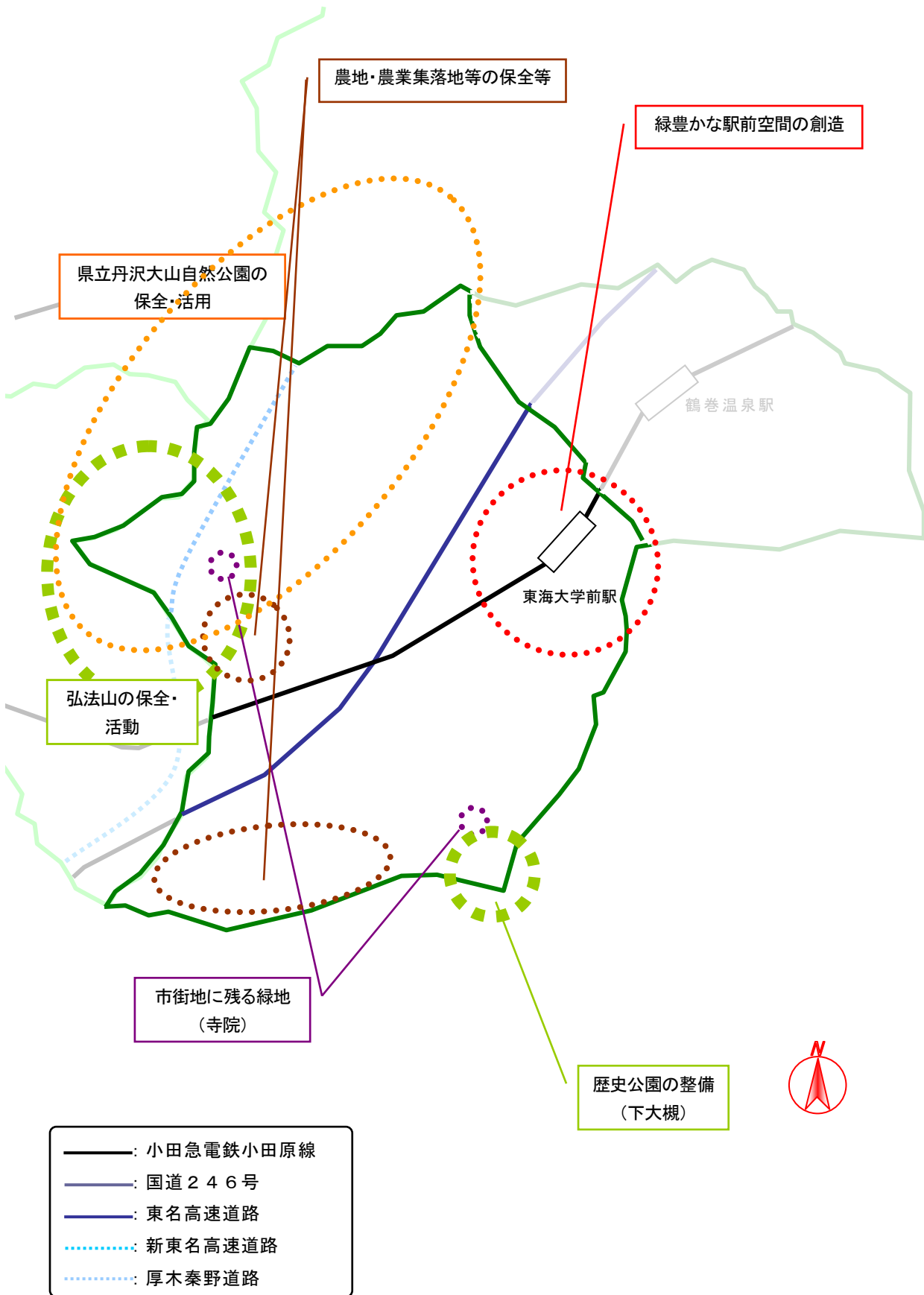
ウ 方針

- 弘法山の保全・活用
 - ・良好な生物生息空間、市街地からの眺望対象として保全を図ります。
 - ・大根川源流域湧水の保全・活用を図ります。
- 県立丹沢大山自然公園の保全・活用
 - ・地区北側に広がる豊かな緑地の保全・活用を図ります。
- 社寺林の保全
 - ・東光寺薬師堂、龍法寺等の良好な社寺林の保全を図ります。
- 農地の保全
 - ・弘法山周辺及び地区南部の集団的な農地等は生産環境の向上及び保全に努め、市街化区域内の農地は生産緑地制度の活用等により農地の保全に努めます。
- 緑豊かな駅前空間の創出
 - ・各駅周辺のもつ地域特性を生かす空間づくりを進めるため、効果的な緑化を推進します。





大根地区方針配置図





(6) 鶴巻地区

ア 地区の概要とみどりの現状

鶴巻地区は本市の最も東側に位置し、秦野盆地の外にあり、伊勢原市や平塚市と隣接しています。

市街地内には県の天然記念物に指定されている鶴巻の大ケヤキや社寺林を中心とした良好な緑が残され、温泉地という地域特性があります。

台風、大雨等による浸水被害が課題となっています。

イ 課題

- 社寺林・大ケヤキの保全
- スポーツ・レクリエーション拠点の形成
- 農地の保全
- 緑豊かな駅前空間の創出

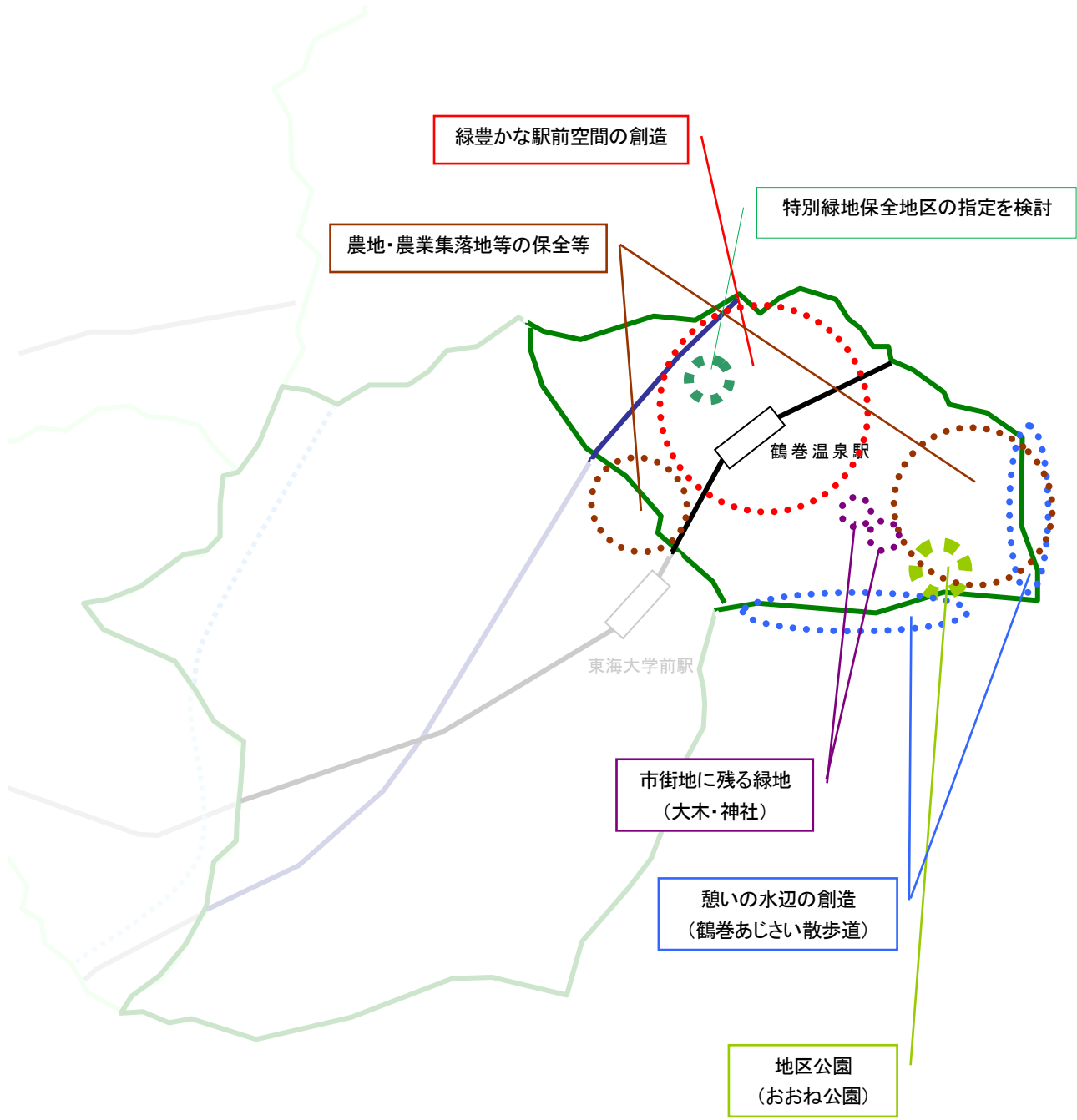
ウ 方針

- 社寺林・大ケヤキの保全
 - ・落幡神社等の良好な社寺林の保全を図ります。
 - ・県天然記念物の鶴巻の大ケヤキを引き続き保全していきます。
- おおね公園を核としたスポーツ・レクリエーション拠点の形成
 - ・おおね公園は、気軽に水とのふれあいやスポーツを楽しむことのできる拠点として、今後も維持していきます。
 - ・おおね公園周辺の河川は、地域との協働で進める「鶴巻あじさい散歩道」や川の清掃・草刈りを通し、散歩などを楽しむことのできる水辺の創造を目指します。
- 農地の保全等
 - ・地区西部及び東部の集団的な農地等は生産環境の向上及び保全に努め、市街化区域内の農地は生産緑地制度の活用等により農地の保全に努めます。
- 緑豊かな駅前空間の創出
 - ・各駅周辺のもつ地域特性を生かす空間づくりを進めるため、効果的な緑化を推進します。
 - ・特別緑地保全地区の指定を検討します。





鶴巻地区方針配置図



- : 小田急電鉄小田原線
- : 国道246号
- : 東名高速道路
-: 新東名高速道路
-: 厚木秦野道路





(7) 西地区

ア 地区の概要とみどりの現状

地区内には渋沢駅を中心とした市街地が広がり、各種商業・業務施設が立地しています。堀山下地区の南部には規模の大きな工場も立地する工業地が形成されています。渋沢駅周辺では、生活環境の向上と商店街の活性化を図るため、土地区画整理事業が施行されています。

上地区との境界を流れる四十八瀬川は良好な水辺環境を有しており、地区のシンボリック的存在となっています。丹沢の自然を生かした県立秦野戸川公園が整備中です。西地区は本市の中でも農業が盛んな地域であり、「ふれあい農園」などの観光農業も行われています。

イ 課題

- 丹沢の自然の適切な保全・活用
- 四十八瀬川や水無川、室川などの良好な河川環境の保全
- 渋沢丘陵の保全
- 農地の保全・有効活用

ウ 方針

- 丹沢大山国定公園の豊かな緑地の保全・活用
- 「みどりネットワーク」の保全・活用
 - ・水無川とその川辺に整備されている河川緑地と県立秦野戸川公園との連携を図ることにより活用を図ります。(水とみどりのふれあい軸)
- 県立秦野戸川公園の整備
 - ・丹沢の自然や周囲の田園景観を生かし、地域の文化や自然とふれあうことのできる公園として整備を促進します。
- 水に親しめる河川環境の整備
 - ・四十八瀬川の才戸橋から甘柿橋までの川辺やその周辺を「みどりネットワーク」のひとつとして、自然環境及び景観面から保全するとともに、市民にゆとりとうるおいを与える水辺環境として、整備手法も含めた活用策を検討します。(水とみどりのふれあい軸)
- 渋沢丘陵の保全
 - ・景観上重要となる斜面緑地の保全・活用を図ります。
 - ・ボランティア団体等による里山林の保全活動に対して支援します。
 - ・頭高山周辺の整備事業を進めます。
 - ・生き物の里(渋沢・峠)の指定を継続し、地域との連携による保全活動を推進します。
 - ・特別緑地保全地区の指定を検討します。
- 近隣公園の整備
 - ・身近な公園として近隣公園を整備します。
- 農地の保全等
 - ・集団的な農地等は生産環境の向上及び保全に努め、市街化区域内の農地は生産緑地制度の活用等により農地の保全に努めます。
 - ・家族で気楽に楽しむことのできる観光農業等を推進します。
- 緑豊かな駅前空間の創出
 - ・駅周辺のもつ地域特性を生かす空間づくりを進めるため、効果的な緑化を推進します。





(8) 上地区

ア 地区の概要とみどりの現状

上地区は秦野市の最も西側に位置し、地区面積の約81%が農地・山林で、豊かな自然の中に集落が点在しています。

西地区との境界を流れる四十八瀬川は良好な水辺環境を有しており、地区のシンボリック的存在となっています。地区北部は丹沢大山国定公園に指定され、豊かな自然が保護されています。表丹沢県民の森では豊かな丹沢の自然とふれあうことができます。柳川や三廻部などの谷戸田ではホタルの生息環境が残されており、柳川地区の谷戸田は「生き物の里」の第1号に指定されています。耕作放棄された農地が増加しています。

イ 課題

- 丹沢の自然の適切な保全・活用
- 四十八瀬川の良好な河川環境の保全
- 農地の保全・有効活用

ウ 方針

- 丹沢大山国定公園の豊かな緑地の保全・活用
- 水に親しめる河川環境の整備
 - ・四十八瀬川の才戸橋から甘柿橋までの川辺やその周辺を「みどりネットワーク」のひとつとして、自然環境及び景観面から保全するとともに、市民にゆとりとうるおいを与える水辺環境として、整備手法も含めた活用策を検討します。
- 里地里山の保全再生
 - ・ボランティア団体等による里山林の保全活動に対して支援します。
 - ・柳川地区の「生き物の里」を地元住民・ボランティアと協働して、引き続き保全していきます。
- 農地の保全等
 - ・自然環境資源や遊休農地の利活用による地域振興を図るため、農業体験や農村体験等の家族で気軽に楽しむことのできる観光農業を推進します。





上地区方針配置図

